

GIFU HOZEN

岐阜県産業環境保全協会報

2001 / 第47号

平成13年7月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目 次

あいさつ 理事長就任ごあいさつ

(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本貞実 … 1

特 集 (社)岐阜県産業環境保全協会第24回通常総会・理事長挨拶 協会の新執行体制・協会第7回委員会委員 … 2

特 集 「産業廃棄物管理票制度(マニフェスト制度)の運用について」

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 7

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくPRTR制度の開始及び施行規則の公布について」

(環境省資料) … 17

あいさつ 就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部環境管理課長 松井康雄 … 25

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長 高井滋 … 26

岐阜市環境部長 佐藤俊正 … 27

財団法人地球環境村ぎふ理事長 丹羽中正 … 28

特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策 輪之内町長 渡辺勉 … 30

坂祝町長 梅田克己 … 31

協会だより 平成13年度第1回各委員会開催 … 32

中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会合同会議開催 … 32

(社)全国産業廃棄物連合会第17回通常総会開催・全産廃連会長表彰 … 32

新規加入会員の紹介 … 34

行政ニュース 野外焼却の禁止について 岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 36

建設リサイクル法における解体工事業登録制度について

岐阜県建設管理局建設管理政策課 … 37

岐阜市人事異動(関係分) … 39

講 演 循環型社会と今後の廃棄物処理について

講師 (株)環境政策研究所 代表取締役 鈴木勇吉 (社団法人全国産業廃棄物連合会顧問) … 40

お知らせ 平成13年度岐阜県中小企業資金融資制度(環境部門)のご案内

岐阜県農林商工部経営支援課 … 48

協会作成図書等のご案内 … 49

編集後記 49

会員(企業)紹介 … 29・50~52

理事長就任ごあいさつ



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本貞実

このたび、第24回通常総会におきまして、引き続き理事長にご推挙いただき、その大役をお引き受けいたすことになりました。

振り返りますと、前理事長小瀬洋喜大垣女子短期大学学長の後任として理事長を仰せつかり、その責任の重大さを痛感しながら1期2年間、会員の皆様のご支援ご協力のもと、諸事業について、特に組織の強化、教育研修、及び啓発普及事業等を積極的に推進してまいりました。なかでも、組織強化事業につきましては、新たに136名の方々にご入会をいただき、会員も418名と大きく成長し、組織の発展強化をはかることができました。皆様のご協力をいただき、およばずながら協会の目的達成のため努力して参りました。

21世紀を迎えるにあたり、環境問題は次の世代のために環境を守り、資源の節約をはかり、持続的な発展を維持していくことが出来る社会へ構造転換をはかり、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の見直しが求められております。

こうしたとき、国においては昨年2000年を循環型社会形成元年と位置づけ、「循環型社会形成基本法」をはじめとする各種リサイクル関連法の制定や、廃棄物処理法等の改正が

おこなわれ、多くの法律が本年4月から施行されております。廃棄物処理法では、排出事業者責任の強化、産業廃棄物管理票の見直し、野焼き行為に対する罰則の強化等、産業廃棄物適正処理の推進がはかられました。産業廃棄物に対する諸基準が変革しているとき、一方では、産業廃棄物最終処分場の逼迫は益々先の見えない大変厳しい危機的状況にあります。廃棄物の減量化、リサイクル化等循環型社会に向けての努力がなされておりますが、根本的には最終処分場の確保が緊急の課題となっております。

このような状況の中、先の理事会におきまして、理事の皆様のご要望により、前岐阜県副知事桑田宜典（現財政・岐阜県県民ふれあい会館理事長）様を当協会の顧問に推戴するためご依頼申し上げましたところ、桑田様には、大変ご多忙にもかかわらず快くご承諾、ご就任いただきましたので、ご報告申し上げますとともに、今後は顧問として格別のご指導のもと、新役員の皆様とともに協会の運営にあたり、公益法人としての事業目的達成のため、より一層の努力を致す所存でございます。

会員の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げご挨拶と致します。

第24回通常総会開催

平成12年度事業報告・収支決算承認



第24回通常総会

第24回通常総会が去る6月22日(金)岐阜市内「岐阜グランドホテル」において多数のご来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会では、中本貞実理事長が次のとおりご挨拶を申し上げました。

理事長挨拶

本日、ここに第24回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位を始め、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠にありがとうございました。

当協会は、平成元年に県、市町村をはじめ、県内産業界挙げてのご支援により「環境を守り、産業を支える」を合い言葉に、処理業者、排出事業者、行政の三者の構成により誕生致し、以来、適正処理の推進、産業廃棄物対策基金の造成、教育研修、県民に対する啓発普及等の活動に、会員一丸となって取り組んで参りました。その後、産業廃棄物をめぐる社会情勢の変化にともない、当協会の在り方が検討され、平成9年第16回通常総会において、産業廃棄物業界主体の団体として、名称を「(社)岐阜県産業環境保全協会」として再発足して

以来、4年が経過し、社会の期待に応え、設立目的に向かって活動を行うことが出来る協会として発展、成長してまいりました。

これもひとえに、県はじめ、関係行政機関、産業界等関係各位の暖かいご理解とご支援の賜ものと心から感謝申し上げる次第でございます。

21世紀を迎えるにあたり、環境問題は、次の世代のために環境を守り、資源の節約をはかり将来にわたり持続的な発展を維持出来る社会へ構造転換をはかるために、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の見直しが求められており、人間と自然環境との共存は人類共通の問題として地球的規模で考えなければならない時代となっており、このため、世界的、国家的レベルで、そして、地域の問題として「社会」と「環境」との調和をはかるための対策が図られています。国においても昨年2000年を循環型社会形成元年と位置づけ「循環型社会形成推進基本法」の制定、「廃棄物処理法」及び「再生資源リサイクル法」・「食品リサイクル法」などの個別リサイクル法の制定などの廃棄物関連法の整備がはかられ、循環型社会形成に向け新たな施策がはかられました。

また、県におかれましても、廃棄物の適正処理のために、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を制定され、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しいひだ、みのづくりを促進するための施策がはかられております。

こうした法令の整備により、産業廃棄物対策にかかる懸案諸問題解決についての方向が明示されるものと期待するものであります。

しかしながら、廃棄物の減量化、リサイクル化が促進強化され、循環型社会構築への推進がはかられておりますが、根本的には、今、直面している産業廃棄物最終処分場、中間処

理施設の処理容量等の逼迫状態を解決することが緊急の課題となっております。最終処分場の逼迫は、誠に厳しいものがあり、このままで推移すれば、岐阜県産業の存立の危機を迎えるのではないかとの切迫感があります。しかし、長びく経済不況にもかかわらず、廃棄物の排出量は増加の現状にあります。廃棄物の抑制とともに、処理場設置と循環型社会構築への対策がはからなくてはなりません。しかし、産業廃棄物処理についての、この緊急課題に対する地域住民の理解は、極めて厳しい現状にあります。最終処分場の逼迫のため、マスコミ等によって連日のように報じられる不法投棄、不適正処理の問題に象徴されるように、最終処分場対策は誠に憂慮されるものであります。

こうした大変厳しい社会情勢のもとで産業環境を守り、岐阜県産業の活性化をはかるという当協会の事業目的を達成するために、会員の皆さま方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成12年度の事業報告、及び平成12年度収支決算について、ご審議いただき、ご承認をお願い申し上げるものでございます。また、引き続き本年は役員の任期が満了致しますので、定款の定めにより、役員の選出についてお諮り致すものでございます。

また、本日は、永年にわたり、産業廃棄物業界の発展のために、当協会の役員として、また、適正処理等にご尽力くださいましたご功績により、お二人の方が栄えある知事表彰を受賞されます。また、永年にわたり、当協会の運営に、理事、委員としてご指導ご尽力をたまわりましたお二人にたいし感謝状を贈り、感謝を申し上げたいと存じます。今日、ご顕彰されます方々に対し、皆様とともにそのご功績をお讚えするとともに心からお祝いを申し上げたいと思います。

終わりにあたりまして、本日、ご多忙のなかご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し、心から感謝し、お礼を申し上げますとともに、今後とも、当協会に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、

ご挨拶といたします。

議事に入る前に産業廃棄物関係業務功労により、当協会理事寿和工業株式会社代表取締役清水道雄様、有限会社三浦産業代表取締役三浦茂様が栄えある岐阜県知事表彰を受賞され、田代一弘岐阜県環境局長から伝達されました。また当協会の役員・委員として多年にわたり会務の執行運営に尽力された石丸継治様、川添正雄様に理事長より感謝状が贈呈されました。続いて岐阜県知事（田代一弘岐阜県環境局長代読）、岐阜県議会議長（松岡憲郎厚生環境委員長代読）及び牛丸文夫岐阜県警察本部生活保安課長からお祝辞を頂きました。

議事は、日興土木株式会社代表取締役水谷重雄氏を議長に選出し、第1号議案平成12年度事業報告、第2号議案平成12年度収支決算について慎重に審議し、いづれも原案通り可決承認されました。引き続いて第3号議案役員の改選について審議し、役員は原則として現役員全員を再任し、臨時理事会を開催し理事長、副理事長、専務理事の互選を行い、理事長中本貞実氏(再任)、副理事長清水正靖氏、同後藤利夫氏(各再任)、専務理事林杉雄氏(再任)を選任し閉会しました。

閉会後午後5時からロイヤルホールにおいて懇親会を開催、中本貞実理事長、岐阜県副知事奥村和彦様、岐阜県議会厚生環境委員長松岡憲郎様のご挨拶につづき、ご来賓のご紹介を申し上げ、岐阜県環境局長田代一弘様の乾杯のご発声により、なごやかに歓談がくりひろげられました。

懇親会には、ご来賓として奥村和彦岐阜県副知事、松岡憲郎岐阜県議会厚生環境委員長、田代一弘岐阜県環境局長、高木滋岐阜県廃棄物対策課長、長瀬雅信岐阜県廃棄物対策課技術課長補佐兼産業廃棄物係長、福山益生(財)地球環境村ぎふ副理事長、永野隆夫(財)静岡県産業廃棄物協会専務理事、吉沢繁(社)愛知県産業廃棄物協会専務理事、三林三夫(社)三重県産業廃棄物協会専務理事、森朴繁樹岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長の方々にご臨席いただきました。

協会の新執行体制

第24回通常総会において、役員の改選が行われ、臨時理事会で理事長、副理事長及び専務理事が互選されました。また、同日開催の第3回理事会において各委員会の構成が決定されました。本年度の顧問、役員、各委員会の構成は次のとおりです。

役職名	氏名	会員区分	備考
顧問	桑田 宜典	一	(財)岐阜県県民ふれあい会館理事長
理事長	中本 貞実	特別	元岐阜県議会議長
副理事長	清水 正靖	正	岐阜県産業廃棄物処理協同組合会長／寿和工業(株) 代表取締役会長
	後藤 利夫	正	岐阜県家庭紙工業組合理事長／株後藤鉄工所 代表取締役
専務理事	林 杉 雄	特別	(社)岐阜県産業環境保全協会
理事	天池 和義	賛助	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会会長／カヤバ工業株岐阜事業所 総務部長
	白井 清三	正	日本ウエストン(株) 取締役会長
	粥川 長司	正	(株)粥川商店 代表取締役
	木村 虎男	正	(株)木村 代表取締役
	清水 道雄	正	笠置産業(株) 代表取締役
	杉山 博之	賛助	岐阜県メック工業組合理事長／東海金属工業(株) 代表取締役
	鈴村 兼利	正	平成舗道(有) 会長
	曾我部 誠	賛助	西濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長／グリコ乳業株岐阜工場 工場長
	高井 信夫	正	タカイ商事(株) 代表取締役
	竹中 靖	正	(株)市川工務店 専務取締役
	田中 一郎	正	日本環境(株) 代表取締役
	長尾 勇	賛助	岐阜県環境推進協会事務局長
	野々村 清	正	(株)野々村商店 代表取締役
	野村 清晴	正	フジムラサービス(株) 代表取締役
	原 弘	賛助	岐阜市産業廃棄物処理推進協議会会長／(株)市川工務店 専務取締役
	三浦 茂	正	(有)三浦産業 代表取締役
	水谷 重雄	正	日興土木(株) 代表取締役
	森 憲一	正	名古屋バルブ(株) 取締役
	山村 けい	正	山村碎石(株) 取締役
監事	佐藤 敏一	一	(株)ハイボーン 工場長
	山口 繁	正	中部淨化工業(株) 代表取締役

*顧問は、平成13年5月22日(次)開催の第2回理事会において桑田宜典様(現(財)岐阜県県民ふれあい会館理事長(前岐阜県副知事))の顧問推戴について議決し、理事長が平成13年6月14日委嘱しました。

知事表彰

平成13年度産業廃棄物関係業務功労者に対する知事表彰が第24回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

- ・清水道雄 可児市
寿和工業株式会社代表取締役
(当協会理事・総務委員会委員長)
- ・三浦 茂 本巣郡穗積町
有限会社三浦産業代表取締役
(当協会理事・総務委員会副委員長)



知事表彰を受賞した2氏



清水道雄氏



三浦 茂氏

第1回理事会開催

平成13年度第1回理事会が平成13年4月23日(月)午後2時30分から岐阜市内の「岐阜県水産会館2階中会議室」において開催されました。この理事会においては、議案審議の前に、4月1日付で「財団法人地球環境村ぎふ」理事長にご就任された丹羽中正様の挨拶に引き続き二重谷専務理事から、「岐阜圏域における地球環境村基本的施設整備構想の基本的な考え方」について説明を受け、続いて次の議案が審議されいづれの議案も全員一致で原案

どおり可決承認されました。

第1号議案 事務室の移転について

第2号議案 平成13年度収支補正予算について

第3号議案 新規加入会員の承認について

第2回理事会開催

平成13年度第2回理事会が平成13年5月22日(火)午後2時30分から岐阜市内「サンピア岐阜伊吹の間」において開催されました。この理事会においては、冒頭において中本議長(理事長)から環境問題の大変重要な時期であり、当協会の公益法人としての事業活動を進める上から、桑田宜典様(現財岐阜県県民ふれあい会館理事長(前岐阜県副知事))を顧問に推戴したい旨提案し、全理事の賛同を得たので議長(理事長)が定款の規定により委嘱することと決定されました。また次回通常総会において改選される役員の選任についても、引き継ぎ原則として再任をお願いしたいと発言があり、全員に諮ったところ全員の承認を得ました。次の議案が審議されいづれの議案も全員一致で原案どおり可決承認され、第1号議案、第2号議案については、次回開催の第24回通常総会に提案することに決定されました。

第1号議案 平成12年度事業報告について

第2号議案 平成12年度収支決算について

第3号議案 第24回通常総会の開催について

第4号議案 新規加入会員の承認について

第3回理事会開催

6月22日(金)午後4時25分から岐阜市内の



特 集

「岐阜グランドホテル会議室」において開催されました。

この理事会においては、第6回委員会委員

の任期が満了するため、第7回委員会委員の構成についての承認について提案し、いづれも原案通り全員一致で可決承認されました。

協会の第7回委員会委員

委員会	氏名 (五十音順)	備考
総務委員会	熊崎 守男	正会員・東海公営事業(株) 代表取締役
	清水 道雄	正会員・理事・笠置産業(株) 代表取締役
	鈴村 兼利	正会員・理事・平成舗道(有) 会長
	曾我部 誠	賛助会員・理事・西濃地域産業廃棄物処理推進協議会長・グリコ乳業岐阜工場 工場長
	高井 信夫	正会員・理事・タカイ商事(株) 代表取締役
	三浦 茂	正会員・理事・(有)三浦産業 代表取締役
	森 憲一	正会員・理事・名古屋パルプ(株) 取締役
研修指導委員会	吉村 裕	賛助会員・恵那地域産業廃棄物処理推進協議会長・(株)恵那金属製作所 会長
	天池 和義	賛助会員・理事・可茂地域産業廃棄物処理推進協議会長・カヤバ工業株岐阜事業所 総務部長
	白井 清三	正会員・理事・日本ウエストン(株) 取締役会長
	岡崎 朝子	正会員・(株)東海事業 代表取締役
	後藤 利夫	正会員・副理事長・岐阜県家庭紙工業組合理事長・(株)後藤鉄工所 代表取締役
	丹羽 恵三郎	正会員・(有)丹羽建材 代表取締役
	原 弘	賛助会員・理事・岐阜市産業廃棄物処理推進協議会長・(株)市川工務店 専務取締役
広報編集委員会	水谷 重雄	正会員・理事・日興土木(株) 代表取締役
	加藤 宏	正会員・青協建設(株) 代表取締役
	川合 清和	正会員・(株)カワイ工業 代表取締役
	中尾 勝	正会員・伊勢湾防災(株) 総務部事業開発室担当取締役
	野々村 清	正会員・理事・(株)野々村商店 代表取締役
	野村 清晴	正会員・理事・フジムラサービス(株) 代表取締役
	山口 繁	正会員・監事・中部淨化工業(株) 代表取締役
適正処理委員会	山村 けい	正会員・理事・山村碎石(株) 取締役
	粥川 長司	正会員・理事・(株)粥川商店 代表取締役
	北村 俊英	賛助会員・岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会長・川崎重工業株岐阜工場 総務部長
	木村 虎男	正会員・理事・(株)木村 代表取締役
	佐藤 敏一	監事・(株)ハイポーン 工場長
	杉山 博之	賛助会員・理事・岐阜県メッキ工業組合理事長・東海金属工業(株) 代表取締役
	竹中 靖	正会員・理事・(株)市川工務店 専務取締役
	田中 一郎	正会員・理事・日本環境(株) 代表取締役
	林 久仁	正会員・(株)美濃環境保全社 代表取締役

産業廃棄物管理票制度(マニフェスト制度) の運用について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

1 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおり産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正処理を確保する制度です。

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行う等委託基準を遵守することとなっていますが、この委託基準とは別に、マニフェストに係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものとなっています。

2 平成12年6月の廃棄物処理法改正による制度改正

改正以前の制度では、事業者が産業廃棄物の中間処理を委託した場合にあっては、中間処理の終了しか確認できない仕組みとなっており、最終処分までの適正な処理を確保する事業者の処理責任が徹底されていない問題があったことから、最終処分の終了まで確認することが義務づけられました。

改正内容

- (1) 事業者の処理責任を徹底させるため、最終処分業者は、中間処理業者に送付しているマニフェストの写しに最終処分の終了した旨を記載したマニフェストの写しを事業者へ送付することとされた。
- (2) 事業者は、最終処分の終了した旨を記載したマニフェストの写しの送付がない場合は、状況把握及び適切な措置を講ずることとされた。
- (3) マニフェストの交付義務を罰則で担保して、履行義務の確保が図られた。
- (4) 処分終了を記載した架空のマニフェストの販売行為を禁止し、罰則で担保された。
- (5) マニフェストの写しの送付を受けない場合に適切な措置を講じない事業者が措置命令の対象とされた。
- (6) 改正施行は、平成13年4月1日とされた。

例えば、事業者が「木くず」を中間処理業者に委託し、焼却処分してもらう場合は、改正以前であれば、マニフェストは中間処理業者まででよかつたのですが、改正後は焼却処分後に発生する焼却灰が最終処分される処分場の場所、最終処分年月日等も確認することが義務づけられました。

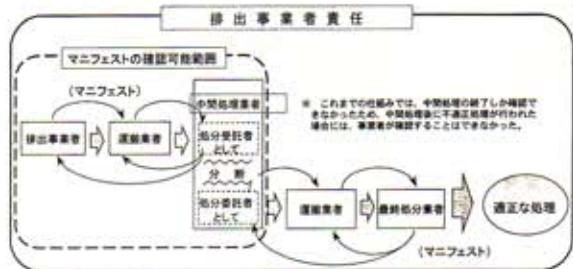
また、罰則も適用範囲が拡大され、改正以前は虚偽記載だけが対象でしたが、改正後は、不

交付、虚偽マニフェスト交付及び保存義務違反も対象となりました。

今後の運用については、以下のとおりとなります。

3 マニフェストの交付

(1) 交付手続



- ① 事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合は処分受託者）にマニフェストを交付しなければならない。

- 産業廃棄物の種類ごとに交付
- シュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合は、1つの種類として交付を行ってもよいこと
- 運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合は、運搬車ごとに交付
- ただし、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一であれば、これらを1回の引渡しとしてマニフェストの交付を行ってもよいこと
- 産業廃棄物が1台の運搬車に引渡された場合でも、運搬先が複数の場合は運搬先ごとに交付

- ② 産業廃棄物を運搬受託者に引渡すまでの集荷場所を事業者に提供しており、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合は、事業者の依頼を受けて、当該場所の提供者自らの名義でマニフェストの交付を行ってもよい。

- この場合においても、処理責任は事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義で実施
- 次のような場合が該当
 - 1) 農業協同組合、農業用廃プラスチック類の適正処理の確保を目的とした協議会又は当該協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合
 - 2) ビル管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合
 - 3) 自動車ディーラーが顧客である事業者の排出した使用済み自動車の集荷場所を提供する場合

- ③ 運搬受託者は、やむを得ず運搬を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引渡す際に、事業者から交付されたマニフェストを引渡さなければならない。

- ④ 処分受託者は、やむを得ず処分を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引渡す際に、事業者から交付されたマニフェスト又は運搬受託者から回付されたマニフェスト

を引渡さなければならぬ。

- ⑤ マニフェストは廃棄物処理法施行規則(以下「省令」という。)様式第2号の6によるものとし、これによらないで作成された場合は、マニフェスト不交付として判断される。

- 規則様式第2号の6
「別添様式」(16P) のとおり

(2) 記載事項

- ① 「交付番号」は、事業者が当該マニフェストを特定できる番号を記載しなければならない。

- ② 「支払担当者の氏名」は、実際にマニフェストを支払した従業者の氏名を記載しなければならない。

- ・事業者の氏名、名称を記載しないこと

- ③ 「種類」は、廃棄物処理法（以下「法」という。）第2条第4項及び廃棄物処理法施行令（以下「政令」という。）第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とし、特別産業廃棄物である場合はその旨を記載しなければならない。

- #### ・産業廃棄物の種類

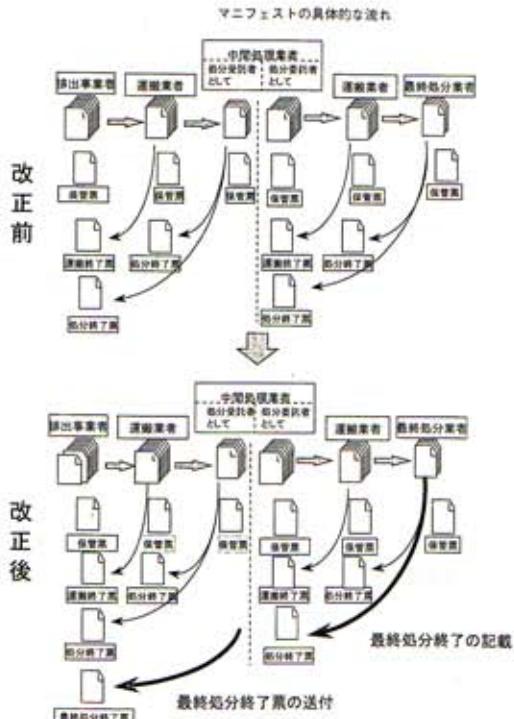
[法第2条第4項で規定するもの]

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類

[政令第2条で規定するもの]

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿（家畜ふん尿）、動物の死体（家畜の死体）、ばいじん（ダスト類）、産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）

- ・ シュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合は、その混合物の一般的な名称としてもよいこと



特 集

④ 「数量」について、その単位系は限定されない。

- ・重量、体積、個数等で記載すればよいこと

⑤ 「荷姿」は、具体的に記載する。

- ・バラ、ドラム缶、ポリ容器等具体的に記載すること

⑥ 「中間処理産業廃棄物」は、中間処理業者が記載することとし、「マニフェスト交付者又は処分委託者の氏名又は名称及び管理票の交付番号又は登録番号」は、中間処理を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付されたマニフェストの交付番号を記載しなければならない。

- ・中間処理を委託した事業者が複数である場合等マニフェストに記載することが困難である場合は、別途帳簿に記載されたとおりであることとして記載を行ってもよいこと

⑦ 「最終処分の場所の所在地」は、最終処分を行う予定の事業場所在地の市町村名及び事業場名称で記載を行ってもよい。

- ・最終処分は、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうものであること

⑧ 「最終処分の場所の所在地」は、事業者が中間処理を委託する場合であっても、処分受託者からその委託先を調査する等して記載しなければならない。

- ・中間処理後に一部分が再生され、その残りの部分が埋立処分される場合は、再生処理施設、最終処分場のいずれも記載すること
- ・最終処分場の予定先が複数である場合等マニフェストに記載することが困難である場合は、別途委託契約書に記載されたとおりであることとして記載を行ってもよいこと

⑨ 「運搬受託者及び処分受託者の氏名又は名称」及び「運搬受託者及び処分受託者の住所」は、事業者がマニフェストを交付する際に記載しなければならない。

⑩ 「運搬担当者の氏名」及び「運搬終了年月日」は、運搬受託者が記載することとし、「運搬担当者の氏名」は実際に運搬を担当した従業者の氏名を記載しなければならない。

⑪ 「有価物拾集量」は、運搬受託者が記載することとし、積替え又は保管場所において受託した産業廃棄物に含まれる物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集量を記載しなければならない。

(12) 「処分担当者の氏名」、「処分終了年月日」、「最終処分終了年月日」及び「最終処分を行った場所」は、処分受託者が記載することとし、「処分担当者の氏名」は実際に処分を担当した従業者の氏名を記載しなければならない。

- ・「最終処分を終了した年月日」について、再生を受託した場合は、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物にした年月日とすること
- ・「最終処分を行った場所の所在地」は、最終処分を行った事業場所在地の市町村名及び事業場名称で記載を行ってよいこと

(3) マニフェストの交付を要しない場合

省令第8条の19各号に該当する場合は、マニフェストの交付は不要となります、以下のことについて注意する必要があります。

- ・省令第8条の19
 - 1) 市町村又は県（産業廃棄物処理をその事務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
 - 2) 海洋汚染及び海上火災の防止に関する法律により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油の処理を行う場合に限る。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
 - 3) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
 - 4) 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合
 - 5) 省令第9条第2号又は第3号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合
 - 6) 省令第10条第2号又は第3号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合
 - 7) 国（産業廃棄物処理をその事務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
 - 8) 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
 - 9) 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に本邦から輸出の相手国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
 - 10) 海洋汚染及び海上火災の防止に関する法律により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者（廃油の処理を行う場合に限る。）に同法第9条第3項に規定する外国船舶（専ら本邦の各港間又は港のみを航行するものを除く。）において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合

① 事業者は、各号（第6号及び第9号を除く。）に規定する者に運搬のみを委託しそれらの者以外の者に処分を委託する場合は、処分受託者にマニフェストを交付しなければならない。

- この場合、マニフェストは運搬受託者を経由して交付されるが、運搬受託者はマニフェストの写しの送付、保存等の義務はないこと

② 事業者は、各号（第5号及び第9号を除く。）に規定する者に処分のみを委託しこの者以外の者に運搬を委託する場合は、運搬受託者にマニフェストを交付しなければならない。

- この場合、運搬受託者は処分受託者へマニフェストを回付する義務はないこと

③ 第8号は、産業廃棄物を排出する事業場と処理施設が運搬用パイプラインで直結されている場合が該当する。

4 マニフェストの写しの送付

(1) 収集運搬を受託した場合

① 運搬の最終的な目的地まで運搬し、事業者から委託された運搬業務を完了させた運搬受託者が、マニフェストの写しを事業者へ送付しなければならない。

- 再委託を受けた運搬受託者が運搬業務を完了させた場合は、当該再受託者が該当

② やむを得ず運搬を再委託された再受託者は、運搬受託者の氏名又は名称及び住所等の必要な事項を訂正の上、運搬終了後にマニフェストの写しを事業者に送付しなければならない。

(2) 中間処理を受託した場合

① 処分受託者は、処分を終了したときは、10日以内に、その写しを処分を委託した事業者（中間処理業者から処分を受託した場合は、中間処理業者）へ送付しなければならない。

② 処分受託者は、最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、事業者から交付されたマニフェストに最終処分終了年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して、10日以内に、その写しを事業者（中間処理業者から処分を受託した場合は、中間処理業者）へ送付しなければならない。

③ 中間処理後の産業廃棄物について、複数の最終処分を委託した場合、最終処分が終了した旨を記載したマニフェストの写しの送付期限は、これらすべてについて、マニフェ

ストの写しの送付を受けたときから、10日以内とする。

- ・焼却処分を受託した場合、中間処理後の産業廃棄物とは、焼却後の燃え殻をいい、焼却に伴って生じたばいじん及び汚泥は含まれないこと
- ④ やむを得ず処分を再委託された再受託者は、処分受託者の氏名又は名称及び住所等の必要な事項を訂正の上、処分終了後にマニフェストの写しを事業者に送付しなければならない。

(3) 最終処分を受託した場合

- ① 処分受託者は、最終処分を終了したときは、10日以内に、その写しを処分を委託した中間処理業者（事業者から最終処分を受託した場合は、事業者）へ送付しなければならない。
- ② その他、「(2) 中間処理を受託した場合」に記載された事項を準拠して行わなければならない。

5 マニフェストの写し等の保存

事業者は、運搬受託者又は処分受託者から送付されたマニフェストの写しについて、送付を受けたときから、5年間保存しなければならない。

- ・マニフェストの写しの保存は、事業場以外の場所であってもよいが、県の立入検査の際には速やかに検査を受けることができるようすること

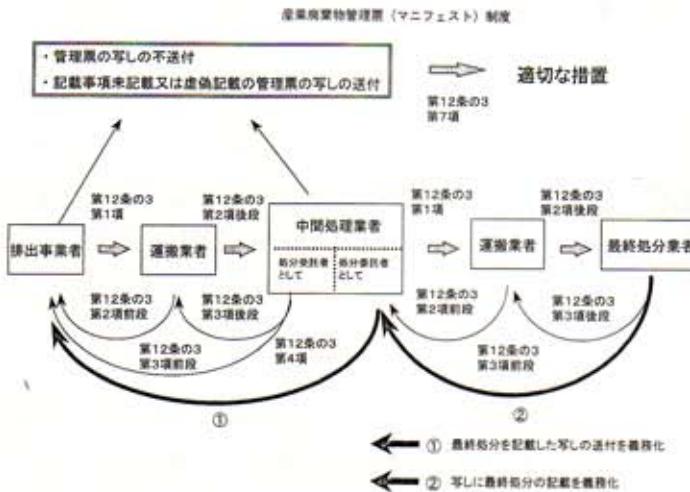
6 マニフェストの写しが送付されない場合の講すべき措置

事業者は、マニフェスト交付の日から、90日（特別管理産業廃棄物にあっては、60日）以内にその写しの送付がない場合及び180日以内に最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付がない場合は、処理状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置等を知事に報告しなければならない。

- ・講すべき必要な措置の例

委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合は、委託契約を解除し、他の処分業者に委託

特集



7 電子マニフェスト制度（電子情報処理組織の使用）

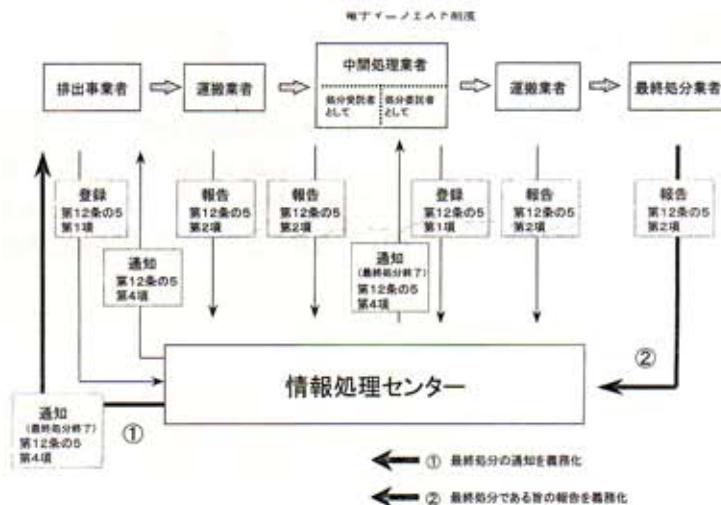
マニフェスト制度は、紙のマニフェストによる制度のほか、電子情報処理組織を使用する制度として、情報処理センターが管理を行うことにより実施する方法があります。

・特徴

- 1) マニフェストの記入手続及びマニフェストの写しの保存が不要
- 2) 委託した産業廃棄物の処理状況を容易に把握可能

8 電子情報処理組織を使用する際の登録手続等

- (1) 電子情報処理組織を使用する場合は、「3 マニフェストの交付」、「4 マニフェストの写しの送付」及び「6 マニフェストの写しが送付されない場合の講すべき措置」に記載された事項を準拠して行わなければならない。
- (2) 電子情報処理組織を使用する場合は、産業廃棄物を引渡した後、3日以内に情報処理センターに登録するものとし、この期間に登録されない場合は、マニフェスト不交付と判断



される。

- (3) 運搬受託者及び処分受託者への登録番号の通知は、文書、口頭等方法を問わないが、基本的には、確實に情報を伝達するため、文書によるものとする。
- ・産業廃棄物の引渡し場所で引渡しの際に登録及び通知を行う場合、登録番号として情報処理センターが管理する番号を使用するときは、登録した後に通知してよいこと

9 その他

(1) 産業廃棄物処理業者（特別産業廃棄物処理業者を含む）におけるマニフェストに係る手続の適正な実施を確保するため、帳簿の記載事項にマニフェストに係る事項が追加されている。

- ・帳簿は、処理の区分に従って産業廃棄物の種類ごとに記載
- ・省令第10条の8第1項及び省令第10条の21第1項の表の上欄の区分は次のとおりであること
 - 1) 「運搬の委託」とは、中間処理後の産業廃棄物の運搬を委託する場合をいうこと
 - 2) 「処分の委託」とは、中間処理後の産業廃棄物の処分を委託する場合をいうこと

(2) 平成13年3月31日以前にマニフェストが交付されている場合であっても、「マニフェストの写しの送付」、「マニフェストの写し等の保存」、「マニフェストの写しが送付されない場合の講すべき措置」等は、法改正後の規定が適用される。

- ・中間処理を受託した処分受託者は、中間処理後の産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、事業者から交付されたマニフェストに最終処分終了年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載してその写しを送付する等、事業者に最終処分が終了した旨を文書で通知するよう努めなければならない。
- ・事業者は、上記の場合において、通知された文書を中間処理が終了した旨が記載されたマニフェストの写しとともに、5年間保存するよう努めなければならない。
- ・事業者は、マニフェスト交付の日から、90日（特別管理産業廃棄物にあっては、60日）以内にその写しの送付がない場合及び180日以内に最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付がない場合は、処理状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の処理を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をしたマニフェストを交付することを禁止し、違反した場合は罰則が適用される。

罰則の強化

■改正前

義務違反	権限命令要件	罰則適用
不交付	△	×
虚偽記載	△	○
虚偽記載交付	×	×
虚偽記載違反	×	×
虚偽記載違反	×	×

（注）△印の権限命令は、不適正処理を行った者に権限を委託した提出事業者・中間処理業者に課せられる。

■改正後

義務違反	権限命令要件	罰則適用
不交付	○	○
虚偽記載	○	○
虚偽記載交付	○	○
虚偽記載違反	○*	×
虚偽記載違反	○	○

（注）＊印は違反行為の開示者として権限命令の対象となる。

特 集

様式第2号の6（第8条の21関係）

産業廃棄物管理条例			
交付年月 平成 年 月 日 交付番号		交付担当者 氏名	
事業者 住所 平 電話番号			事業場 所在地 平 電話番号
	種類 産業廃棄物	数量	荷役 荷役
中間処理 産業廃棄物 管理票交付者（総分受託者）の氏名又は名称及び管轄票の交付番号（登録番号）			
最終処分 の場所 所在地			
運搬受託者 住所 平 電話番号	氏名又は名称		運搬先の 事業場 所在地 平 電話番号
	氏名又は名称 住所 平 電話番号	積替え 又は保管	所在地 平 電話番号
処分受託者 住所 平 電話番号			
	運搬担当者 氏名	受領印 ①	運搬終了年月日 平成 年 月 日
処分担当者 氏名			受領印 ②
	最終処分を行った場所 所在地	処分終了年月日 平成 年 月 日	最終処分終了年月日 平成 年 月 日

(記載上の注意)

1. 日本工業規格Z2305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白には斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物持重量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷役」の欄は、バラ、ドラム缶、ボリ容器等、具体的な荷役を記載すること。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関する法律に基づく P R T R制度の開始及び施行規則の公布について

(環境省資料)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、平成13年4月1日から、P R T R制度のうち、事業者による対象化学物質の環境への排出量等の把握が開始されました。

これに先立ち、P R T Rの対象事業者による排出量等の算出方法、把握すべき事項、国への届出事項等を定める同法施行規則（以下「施行規則」という。）が3月30日付で公布されました。

また、施行規則を定めるにあたり平成13年1月24日より行われた意見募集（パブリックコメント手続き）において寄せられた意見（35件）並びにそれに対する環境省及び経済産業省の考え方・対応について取りまとめましたので、併せて公表します。

1. P R T R制度の実施について

平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく「P R T R制度」（別紙1参照=P.19=）が、この4月から実施されることになりました。

P R T R制度は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量等を事業者が自ら把握し、国に届け出る制度であり、社会全体として化学物質の管理を進め、環境保全の上での支障を未然に防止していくための基礎となる枠組みです。

P R T R制度の実施に向け、環境省、経済産業省及び各事業所管省庁は、対象物質・対象事業者や排出量等の算出方法などについて政省令を定めるとともに、P R T Rパイロット事業やP R T R全国説明会などの関連事業を実施し、準備を進めてまいりました。

今般このP R T R制度が実施に移されたことで、対象事業者は、初年度としてまず平成13年度（平成13年4月1日～平成14年3月31日）1年間の対象化学物質の排出量等を事業所ごとに把握し、平成14年4月以降に都道府県知事を経由して国に届出を行っていただくこととなります。

この第1回目の届出データは、国において集計され、最終的にその他の排出源からの排出量

の推計値とともに公表されることとなります。この公表は、平成14年度中に行われる予定です。この後、国民からの開示請求に応じ、個別の事業所に関するデータが開示されることとなる予定です。

この制度により、さらに事業者による自主的な化学物質の管理が進み、環境保全上の支障が未然に防止されるよう、引き続きその着実な実施を図ってまいります。

2. 施行規則に規定する事項とその概要

施行規則（別紙2参照=P.20～22）に規定されている事項は以下のとおりです。

(1) 排出量及び移動量の算出方法（施行規則第2条及び第3条：法第5条第1項関係）

対象事業者は、以下5つの方法から的確なものを選択して算出します。

- [1] 物質収支を用いる方法
- [2] 実測値を用いる方法
- [3] 排出係数を用いる方法
- [4] 蒸気圧、溶解度等の物性値を用いる方法
- [5] その他の確に排出量を算出できると認められる方法

(2) 把握すべき事項（施行規則第4条：法第5条第1項関係）

対象事業者には、次の事項を把握していただきます。

- ・事業所単位で年間取扱量が1トン（当初2年間は5トン）以上の第一種指定化学物質の排出量及び移動量
- ・事業所単位で年間取扱量が0.5トン以上の特定第一種指定化学物質の排出量及び移動量
- ・他法令で排出物中の化学物質の量・濃度等の測定が義務づけられている施設を有する事業所については、当該施設からの排出量及び移動量

また、排出量については[1]大気、[2]公共用水域、[3]土壤（次の[4]を除く）、[4]当該事業所における埋立処分の4区分ごとに、移動量については[1]下水道への移動、[2]廃棄物の当該事業所の外への移動の2区分ごとに把握することとされています。

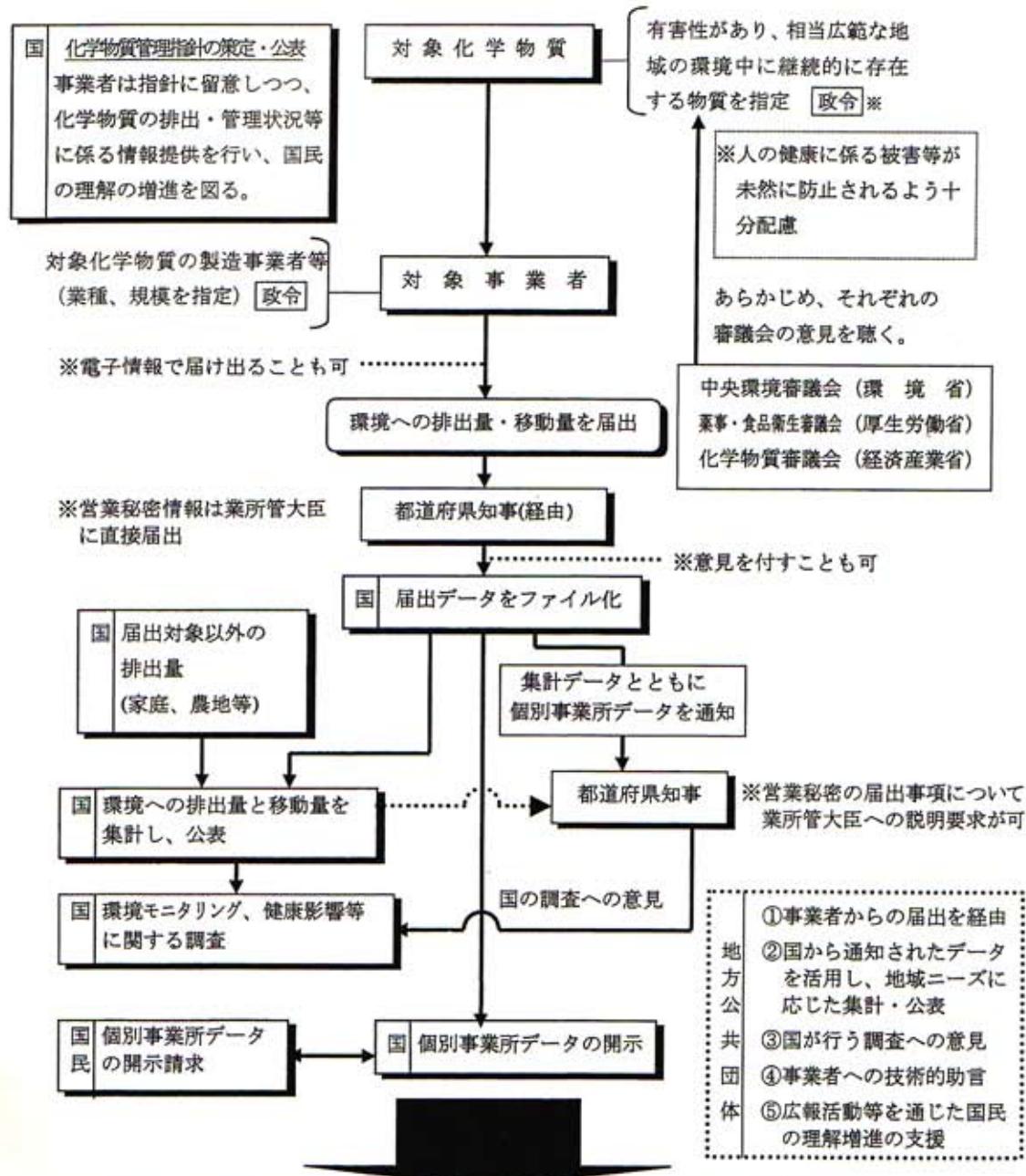
(3) 国への届出事項等（施行規則第5条及び第6条：法第5条第2項関係）

毎年度6月30日までに、指定された様式により次の事項を届け出ていただきます。

- [1] 事業者名
- [2] 事業所名及び所在地
- [3] 事業所の常用雇用者数
- [4] 事業所において行われる事業が属する業種名
- [5] 排出量及び移動量

別紙 1

○化学物質の排出量の把握等の措置（P R T R¹⁾）の実施の手順



事業者による管理の改善を促進、環境の保全上の支障を未然に防止

1) Pollutant Release and Transfer Register

特集

別紙2

内閣府、財務省、
文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省
国土交通省、環境省
令第一号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十三年三月三十日

内閣総理大臣 森 喜朗

財務大臣 宮澤 喜一

文部科学大臣 町村 信孝

厚生労働大臣 板口 力

農林水産大臣 谷津 義男

経済産業大臣 平沼 越夫

国土交通大臣 林 寛子

環境大臣 川口 順子

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（第一種指定化学物質の排出量の算出方法）

第二条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の排出量の算出方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあっては特定第一種指定化学物質、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあっては第一種指定化学物質によって算出するものとする。

- 十七号）第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあっては第一種指定化学物質量によつて算出するものとする。
- 一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法
- 二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質量によつて算出する方法
- 三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種指定化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる式を用いて算出する方法
- 四 蒸気圧、溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法
- （第一種指定化学物質の移動量の算出方法）
- 第三条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の移動量の算出方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあっては特定第一種指定化学物質、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあっては第一種指定化学物質によって算出するものとする。
- 一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法
- 二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質量によつて算出する方法

特集

質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量との関係を的確に示すと認められる式を用いて算出する方法

四 溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五 前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことにより当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法（排出量及び移動量の把握）

第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。

イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定

化学物質（当該年度に業として取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。）に含有されるものを含み、第一種指定化学物質を除く。）であつて、その

第一種指定化学物質が一トン以上であるもの（へにおいて「把握対象第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量

ロ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。）であつて、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トン以上であるもの（へにおいて「把握対象特定第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量

ハ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所（令

第三条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあっては、鉱山保安規則（平成六年通商産業省令第十三号）第七百六十七号第二号及び第七百八十二条第二号の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

二 下水道終末処理施設が設置されている事業所にあっては、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

水 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（へにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）あつては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) ダイオキシン類の当該施設（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第三号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。）からの排出量

(3) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ハ 処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業

者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下において「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあっては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第一項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質（当該事業所において当該特定その他事業所において生ずる廃棄物を処分している特定その他事業所において把握対象第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当するものに限る。(2)において特定把握対象第一種指定化学物質という。）の当該施設からの排出量

(2) 水質汚濁防止法第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる特定把握対象第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ト ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）

第二条第二項に規定する特定施設（チにおいて単に「特定施設」という。）が設置されている事業所にあっては、ダイオキシン類の当該施設からの排出量及び移動量

チ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条各号列記以外の部分に規定する最終処分場（以下チにおいて単に「最終処分場」という。）が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する事業所に設置されている特定施設において生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限る。）にあっては、

ダイオキシン類の当該最終処分場からの排出量

二 排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。

イ 大気への排出
ロ 公共用水域への排出

ハ 当該事業所における土壤への排出（ニに掲げるものを除く。）
ニ 当該事業所における埋立処分

三 移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。

イ 下水道への移動

ロ 当該事業所の外への移動（イに掲げるものを除く。）
(届出の方法等)

第五条 法第五条第二項の規定による届出は、毎年度六月三十日までに、別記様式の届出書を提出して行わなければならない。
2 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第五条第二項の規定による届出は、当該事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

(届出事項)

第六条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所において常時使用される従業員の数

四 事業所において行われる事業が属する業種

五 法第五条第一項の規定により排出量及び移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに当該第一種指定化学物質に係る第四号第二号及び第三号に定める区分ごとの排出量及び移動量

附 則

1 この命令は、法附則第一条第三号中法第五条第一項の規定の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、同号中法第五条第二項の規定の施行の日から施行する。

2 この命令の施行の日から換算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

特集

別記様式

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

(ふりがな)

届出者 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称			
	前回の届出における名称			
	(ふりがな) 事業所の名称			
	前回の届出における名称			
	所 在 地	〒	一	都道 府県
(ふりがな)				
事業所において常時使用される従業員の数				
事業所に おいて行 われる事 業が属す る業種	業 種 名			業種コード
	うち主たるもの			
第一種指定化学物質の排出量及び移動量			別紙番号1～	のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)			1. 有	
			2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署			
	(ふりがな) 氏 名			
	電 話 番 号			
※受理日	年	月	日	※整理番号

- 備考**
- 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 - 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。
 - 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所においては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、業種コードの欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
 - 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 6 ※の欄には、記載しないこと。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

特 集

別紙番号	
------	--

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称							
第一種指定化学物質の号番号							
排出量	イ 大気への排出						
	ロ 公共用水域への排出						排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所における土壤への排出(ニ以外)						
	ニ 当該事業所における埋立処分						埋立処分を行う場所(該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動						
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)						
※整理番号							

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。

春の定期人事異動

岐阜県健康福祉環境部環境管理課長に松井康雄氏、廃棄物対策課長に高井滋氏が着任。

岐阜市環境部長に佐藤俊正氏が着任。

財地球環境村ぎふ理事長に丹羽中正氏が着任されました。



就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部環境管理課長

松 井 康 雄

本年4月の人事異動により、県環境局・環境管理課長を拝命いたしました。

会員の皆様方の中には、私をご存じの方も少なからずいらっしゃることと思います。

思い返せば、平成元年度（平成元年4月）に貴協会が設立されるとき、当時の環境整備課で産業廃棄物係長として担当させていただき、「公益法人の設立」という貴重な体験をさせていただきました。

それから、11年が経過し、今や会員数も418社（人）と聞き及び、その順調なご発展に対して、役員の皆様のご努力、代々の事務局の皆様のご努力に敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

環境管理課の所掌事務は、水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭・土壤汚染・地盤沈下のいわゆる「典型7公害」に、化学物質対

策を加えたもので、廃棄物対策は所掌しておりませんが、「環境を守る」という意味では貴協会の目的と同じであります。

数年前までの当課における主要事務事業は、いわゆる「公害監視」でありましたが、現在では、何といっても「有害物質による地下水汚染」であり、「ダイオキシン類、環境ホルモン、P R T R制度等の化学物質対策」であります。

特に、地下水汚染に関しては、最近の報道でご存じのように、「まず公表ありき」ということが求められています。

県におきましては、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を本年4月1日に施行し、全国で初めて「速やかな公表、次いで、迅速な調査」というルールを確立いたしました。

ごあいさつ

「速やかな公表」につきましては、県や市町村が行った検査結果だけでなく、企業が行った自主測定についても同様の扱いをいたします。

そして、公表後、迅速に、汚染源の特定、汚染の範囲の確認等の調査を行います。

また、ダイオキシン類対策に関しましては、平成11年3月に国が策定いたしました「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づく、ダイオキシン類排出総量を平成14年度末までに平成9年比90%削減、という目標に向かって、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制を遵守していただいております。

地下水汚染で問題になっていますトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンやダイオキシン類、環境ホルモン（正確には「内分泌かく乱化学物質」ですが……）も、すべて化学物質ですが、有害性が疑われる特定の化学物質（354種類）について、それを使用する一定規模以上の事業者は、使用量の合理化に努めることによって削減に努め、同時に、使用量、製品や廃棄物への移行量、環境中への排出量を把握しておく。

そして、それらの量を、県を経由して国に届け出、県、国は、その内容を開示する、といった制度がP R T R制度であります。

また、これらの化学物質を譲渡する際には、安全性データシートの交付を譲渡者に義務づけるというのがM S D S制度であります。

この2つの大きな制度を定めたのが、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」という長い名前の法律、いわゆる「P R T R法」であります。

このように、化学物質に関する新しい取り組みが必要となってきており、法制度も整備されてきております。

以上、当課の所掌事務について施策等をご披露いたしましたが、岐阜県の快適な環境づくりを目指していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご支援をお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方の環境行政への格別のご理解、ご協力に厚くお礼申し上げますとともに、皆様方の益々のご健勝、ご活躍と貴協会の益々のご発展を祈念いたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長

高井 滋

本年4月の異動で、岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長を拝命いたしました高井でございます。一言ご挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げ

ます。

また、貴協会におかれましては、会員相互の連携も密に、各種委員会における活動、法令集、会報の発行、講習会の開催、会員への積極的な情報提供など、非常に躍動感ある活動がなされており、更には、これらの活動を通じて、廃棄物行政に多大なるお力添えをいただいていることに、深く感謝申し上げます。

さて、最近におきましては、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から徹底したリサイクル型社会の構築により、将来にわたって持続可能な発展が維持される社会への転換が求められております。

このような状況の中で、廃棄物処理法の再三の改正や「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」等のリサイクル関連法が次々と制定され、廃棄物を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、排出抑制、再利用・再生利用を推進する等強く社会的責任が求められておりま

す。

本県におきましても、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現に向け、「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」、「自己完結」の廃棄物対策5原則を基本に据え、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」、「岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱」等を定め、廃棄物減量化、リサイクルの推進、更には、廃棄物の不適正処理対策等の施策を積極的に進めているところでです。

今後も、県民の皆さん、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割を担い、協働して安全、安心な廃棄物処理を図り、美しいひだみのづくりに努めて参りたいと考えております。

貴協会におかれましては、旧来にも増して、その役割、責任の重みを十分に認識いただき、深いご理解と積極的なご協力をお願ひいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆さんのご健勝、ご活躍を祈念しまして就任の挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜市環境部長

佐藤俊正

このたび岐阜市環境部長を拝命しました佐藤でございます。本紙面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、平

素より本市の環境行政、中でも廃棄物行政の推進について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、我が国における社会経済活動が拡大

ごあいさつ

し、国民生活が物質的に豊かになることにより、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会となる一方で、最終処分場からの重金属等の漏出による環境汚染への不安あるいは、焼却施設からのダイオキシン類排出へのおそれ等による廃棄物処理への不信感等により、廃棄物処分場の逼迫が叫ばれ、これがさらに不法投棄等の不適正処理を誘引することになり、いっそう大きな社会問題となっております。

また、このような事態により、大気環境、水環境、土壤環境等への負荷が高まり、自然界における健全な物質循環が損なわれるという、地球規模での危機が生じております。

これらの問題に対応するため、国政においては再生資源の利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び特定家庭用機器再商品化法が順次施行され、さらに、昨年は、循環型社会形成推進基本法、改正廃棄物処理法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律が公布され、具体的な取組が明らかになります。

これらの法律が整備・施行されることにより、これまでの社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ないいわゆる循環型社会が形成されるものと確信しております。

なお本市におきましても、平成11年度より不法投棄監視モニター制度を立ち上げたところですが、本年4月からは家電製品の不法投棄増大の懸念に対処するため、モニター数を約2倍に増員することにより、いっそうの不法投棄の防止、撲滅を推進しているところであります。

そんな中で、貴協会が担うべき役割は重要なものがあると考えます。どうぞ、環境に負荷のない循環型社会の構築に向けて、協会として全力で取り組まれることをお願いするものであります。



就任ごあいさつ

財団法人地球環境村ぎふ

理事長 丹 羽 中 正

このたび財団法人地球環境村ぎふ理事長を拝命しました丹羽でございます。前任者同様、よろしく御指導くださるようお願いします。

また、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、日頃から当財団の事業について御支援・御協力をいただき厚く御礼申し上げ

ます。

さて、循環型社会への転換が求められるなかで、廃棄物の減量化、再使用、リサイクルを進める一方で、どうしても処理しなければならない廃棄物を安全かつ適正に処理することができる施設の整備が、循環型社会の根幹

を支えるものであります。

しかし、産業廃棄物処理施設の不足の問題は深刻であり、処理費の高騰、不適正処理の横行、ひいては経済活動の阻害など社会に暗い陰を落としています。

このため、国においては、生活環境の保全の確保、産業廃棄物処理への信頼回復のため、公共が関与した産業廃棄物処理施設の整備を推進しており、国庫補助制度の創設等、制度の拡充が図られてきたところです。

当財団においては、公共が関与した安全で安心な産業廃棄物処理施設「地球環境村」の建設を目指して努力しているところですが、社会的な環境はことのほか厳しいものがあり、未だ施設の建設には至っておりません。

こういったなかで、岐阜圏域を対象にした「地球環境村」とはどういった施設であるかを具体的にお示しするための「地球環境村基本的施設整備構想」を策定したところあります。

今後、皆様方をはじめ、県民の方々、関係事業者、市町村等から広くこの構想に対する御意見を頂戴しながら、より良い「地球環境村」にしていくとともに、一刻も早い建設に向けて全力を傾注する所存でありますので、皆様方の一層の御支援をお願いします。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展と会員皆様方の御健勝、御活躍を祈念しまして挨拶とさせていただきます。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

環境にやさしい 行政運営と廃棄物



輪之内町長 渡辺 勉

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、岐阜県の南西部に位置し、揖斐、長良両河川にはさまれ、平均標高2.5mの平坦地からなり、西方には養老山脈を望む濃尾平野の中央に位置しています。

町の人口は9,135人、世帯数2,273世帯（平成13年4月1日）総面積2,202haで、輪之内町第三次総合計画に掲げる「緑あふれ心豊かな活力あるふるさとづくり」をめざして推進を図っているところであります。

さて、廃棄物の処理をめぐる一連の諸問題をはじめとして、環境への負荷を少しでも軽減する施策の展開は、住民の熱い願いであり、行政が積極的に取り組まなければならない課題でもあります。国の環境基本計画は循環・共生・参加・国際的取り組みという、4本の柱の理念を掲げています。無駄な資源消費を減らし、廃棄物を有価物へと転換せしめる資源循環の仕組みづくり、自然と人間との調和の仕組みづくりが必要です。そして今一つ重要なことは、これらの環境問題の解決に欠く

ことができないのが住民参加の仕組みづくりです。

本町では環境基本計画及び廃棄物関連法令に基づき家庭系一般廃棄物の分別回収による再資源化を推進しています。具体的には、リサイクル資源ごみを各地区集積場において空き缶（アルミ、スチール）空きビン（茶・無色・その他）、ペットボトル、その他プラスチックボトルで分別回収し、役場リサイクルコーナーにおいて牛乳パック、空き缶、ペットボトルを拠点回収しております。さらに本年度「プラスチック製容器包装」の分別回収を取り組み、より一層のリサイクル資源化を図っていきたいと考えております。

また、ごみの減量化対策として、家庭で使用する電動生ごみ処理機購入費用の40%（最大20,000円）、コンポスト購入費用の½（最大3,000円）、また、ボカシを利用したバケツ式の生ごみ処理事業モデル地区を指定し助成制度を設けております。

さらに、平成11年3月からISO14001の認証取得に向けた取り組みを始め、同年8月から運用を開始し、平成12年1月12日に認証を取得しました。環境方針に基づいて環境に影響を与えるものに対して自主的に目的・目標を定めており、その中で廃棄物について減量化及びリサイクルの推進を重要な項目として掲げております。

具体的な目標として、収集される一般廃棄物のリサイクル率を平成14年度において35%以上に向上させるというものでこの実現にあたって分別の徹底とさらなる拡大を図るべく種々施策を実施検討しているところであります。

最後になりましたが、(社)岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と貴協会員様のご活躍・ご健勝を祈念申し上げます。

ごみの減量化・資源化を推進



坂祝町長 梅田克己

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県の中央南部に位置する本町は、周囲を可児、美濃加茂、関、各務原、愛知県犬山の5市に囲まれた東西4キロ、南北約3キロ、面積12.89平方キロメートル、人口8,800人の小さな町で、南に木曽川が流れ天下の名勝日本ラインの絶景地で有名な所です。

この川の堤防を活用した「日本ラインロマンチック街道」、また一望できる「猿啄城址展望台」からの四季折々の素晴らしい自然景観は飛騨木曽川国定公園に指定されています。

国道21号、248号バイパス工事も着工され、農・工と混在化した町の解消は大きな課題ですが、下水道整備率は県下上位にあり、住みよい町づくりを進めています。木曽川に沿って国道21号線、岐阜と富山を結ぶJR高山本線は岐阜・名古屋市に至便で、都市近郊型農

業の転換もしかりですが、県下唯一の自動車生産工場があります。

さて、当町における一般廃棄物の処理につきましては2市9町村で構成する可茂衛生施設利用組合の「ささゆりクリーンパーク」へ平成11年4月よりごみの全面有料化を図り、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを搬入しております町指定のごみ袋及び粗大シール添付制度もおむね定着し、ごみの分別収集について町民のご理解と協力により進めているところです。

毎月第3日曜日には資源物の収集を高齢者能力活用協会の協力を得ながら、ペットボトル・食品トレイ・紙パック・食用油・蛍光灯・乾電池などリサイクルの拠点収集を行っております。資源集団回収事業として新聞紙、雑誌、ダンボールなど小中学校PTA、幼稚園、子供会育成会の皆さんに奨励金を交付し集団回収で再資源化の推進をしております。

一方、増えつづけるごみの減量化の具体的策は、生ごみ処理容器設置補助を行っており電気式家庭用生ごみ処理器一台最高20,000円、生ごみ処理容器一基3,000円、ボカシ肥料専用器900円の補助制度を設けております。また、各自治会ごとに衛生監視員による住民への環境美化の啓発、ごみの出し方の指導など一層の住民のご協力を得ながら分別収集、減量化、資源化等推進してまいっております。

終わりにあたり、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げます。

平成13年度第1回各委員会開催

◇適正処理委員会

(4月23日午後1時から)

議題

- 組織強化、活性化事業について
- マニフェストシステムの普及啓発事業について
- 研修会の開催・施設の視察について
- その他の事業について

◇広報編集委員会

(4月24日午前10時から)

議題

- 組織強化・活性化事業について
- 広報誌発行事業について
 - 「ぎふ保全協会報」の発行
 - 編集方針について
 - 第47号編集方針について
 - 「協会要覧2001」の発行
- 啓発普及事業について
 - 保全協 News の発行
- その他の事業について

◇総務委員会

(4月24日午後2時から)

議題

- 組織強化・活性化事業について
- 協力交流事業について
- マニフェスト頒布事業について
- 「地球環境村ぎふフェア」協賛事業について
- 「2001 NEW環境展」協賛事業について
- その他の事業について

◇研修指導委員会

(4月25日午前10時30分から)

議題

- 組織強化・活性化事業について

- 教育研修事業について
- その他の事業について

中部四県産業廃棄物不法処理 防止連絡協議会合同会議開催

中部地域協議会主催で去る5月29日中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会合同会議が三重県四日市市のザ・プラトンホテルにおいて開催されました。

当会議には、各県・各政令市廃棄物担当課、各県警察本部生活保安課等関係課及び中部地域協議会関係者44名が出席し、1.各県の不法投棄の現状と問題点 2.情報交換及び不法投棄防止対策協議について会議を開催しました。会議終了後引き続き1.株ウエスギ物産 2.四日市港管理組合の施設を見学しました。

当県からは、岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課太田政美主査、同児山知典技術主査、第四管区海上保安部警備救難部海上環境課櫻井修課長、同曾田扶二雄指導取締役、当協会から田中一郎理事兼適正処理委員長、同林杉雄専務理事が出席しました。

(社)全国産業廃棄物連合会 第17回通常総会開催

平成13年6月29日(金)、(社)全国産業廃棄物連合会の第17回通常総会が東宮御所に隣接する明治記念会館で開催されました。総会では下記の議案が審議され全会一致で可決承認されました。当協会から林専務理事が出席しました。

- 第1号議案 平成12年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成12年度収支決算報告承認の件。平成12年度監査報告
- 第3号議案 平成13年度事業計画案承認の件
- 第4号議案 平成13年度収支予算案承認の件

第5号議案 定款の一部改正案承認の件

第6号議案 役員の補充選任の件

全産廃連会長表彰

総会終了後産業廃棄物処理業務功労者に対する平成13年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。本協会関係者からは、功労者1名、地方功労者1名、地方優良事業所2社、優良従事者2名が表彰の栄に浴されました。栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○功労者

日本環境(株) 代表取締役 田中 一郎

○地方功労者

岐阜県メッキ工業組合 理事長 石丸 繼治

○地方優良事業所

青協建設株式会社

西濃建設株式会社

○優良従事者

寿和工業(株)

(有)丹羽建材

経理課長 堀田喜代子

部 長 長谷川 勝



田中一郎
(日本環境株)



石丸継治
(岐阜県メッキ工業組合)



堀田喜代子
(寿和工業株)



長谷川 勝
(有)丹羽建材

こんな男がいい

女のひとり書

1. 相手の嫌がることをしない

2. 身勝手な思い込みをしない

3. 差別をしない

4. 謙虚さを失わない



金言集 (きんげんしゅう)

新規加入会員の紹介

平成12年度第7回理事会を平成13年3月29日(書面表決)開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

<正会員>

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
有限会社天川 ☎0572-27-8967	代表取締役 今川輝夫	〒507-0064 多治見市北丘町8-1-449	収集運搬業
株式会社金山チップセンター ☎0576-35-2600	代表取締役 河尻義隆	〒509-1603 益田郡金山町岩瀬1326-6	中間処理業
有限会社八幡環境 ☎0575-62-2113	代表取締役 鷺見晴人	〒501-4202 郡上郡八幡町市島572	収集運搬業
松田リサイクル株式会社 ☎058-232-8009	代表取締役 松田良明	〒502-0912 岐阜市西島町8-8	収集運搬業

<賛助会員>

社名・TEL	代表者	住所	備考
鍋屋工業株式会社 ☎0575-23-1121	代表取締役 岡本太一	〒501-3936 関市倉知向山4909-55	
有限会社飛騨メンテナンス ☎0576-55-0295	代表取締役 今井源雄	〒509-2519 益田郡萩原町奥田洞1110-2	
松岡コンクリート工業株式会社 ☎0584-62-5007	代表取締役社長 松岡重吉	〒503-0917 大垣市神田町1-6	

平成13年度第1回理事会を平成13年4月23日開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

<正会員>

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
有限会社揖斐川清掃 ☎0585-22-0506	代表取締役 宮本義生	〒501-0604 揖斐郡揖斐川町大光寺字後ノ坪1-2	収集運搬業
株式会社ジェーシーサービス ☎058-327-6711	代表取締役 水田誠	〒501-0222 本巣郡穗積町別府616-3	収集運搬業 中間処理業
株式会社中島工務店 ☎0573-79-3131	代表取締役 中島紀于	〒508-0401 恵那郡加子母村1005	収集運搬業 中間処理業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
株式会社中部 ☎058-279-3141	代表取締役 辻 雅文	〒501-6002 羽島郡柳津町流通センター1-16-2	

平成13年度第2回理事会を平成13年5月22日開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
東海企業株式会社 ☎0584-92-2555	代表取締役 田中正男	〒503-0983 大垣市静里町1150	収集運搬業
有限会社丸智 ☎0584-28-0258	代表取締役 丸岡末則	〒503-2312 安八郡神戸町下宮128	収集運搬業
水野宣言 ☎0574-64-0622	_____	〒509-0238 可児市大森1756-321	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
小寺健治 ☎0585-22-4578	_____	〒501-0619 揖斐郡揖斐川町北新町1473	
美津濃株式会社養老工場 ☎0584-32-4111	工場長 浅井茂	〒503-1314 養老郡養老町高田307-5	

参考 会員の移動状況

会員区分	2月22日現在	入会数	退会数	5月22日現在	増減
正会員	309	10	5	314	5
賛助会員	97	6	1	102	5
特別会員	2	—	—	2	—
合計	408	16	6	418	10

野外焼却の禁止について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

1 廃棄物の焼却とは

廃棄物を処分するために燃焼させることをいいます。

廃棄物処理法では、廃棄物の焼却は、一定の構造を有する焼却設備を用いて、一定の方法により行うこととする処理基準が定められています。

2 野外焼却の禁止

野外での廃棄物の焼却は、処理基準に違反するため、改善命令の対象となりますが、無許可業者により行われた場合等は、処理基準の適用がなく、改善命令が行うことができませんでした。

また、改善命令を行った場合であっても、一旦は中止し新たな場所で焼却を始めると、再度命令を行わなければならず、行政の取締り効果が上がらないとの問題が指摘されていました。

そこで、平成13年4月1日から、下記による焼却を除いて廃棄物を焼却することを禁止し、罰則の対象となりました。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は地域周辺の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定められるもの



焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

建設リサイクル法における 解体工事業登録制度について

岐阜県建設管理局建設管理政策課

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(通称、建設リサイクル法:以下「法」という。)が平成12年5月31日に公布されました。この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としております。

また、この法律は、段階的に施行されており、基本方針に関する規定は平成12年11月30日、解体工事業の登録制度に関する規定は平成13年5月30日に施行されました。

以下、解体工事業の登録に関する事項について概要を説明いたします。

1 解体工事業の登録

解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

ただし、建設業法の規定により土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業の許可を受けている者は登録する必要はありません。

○用語の定義

解体工事業：建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を請け負う営業

2 登録の有効期間（法第21条第2項）

登録の有効期間は5年間です。登録期間満了後も解体工事業を営もうとする者は、登録の期間満了の日30日前までに登録の更新申請をしなければなりません。

3 登録の申請（法第22条）

① 解体工事業の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を岐阜県知事に提出しなければなりません。

- ・商号、名称又は氏名及び住所・営業所の名称及び所在地
- ・法人である場合には、その役員の氏名
- ・未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- ・法第31条に規定する者(工事現場における解体工事の施工の技術上の監理をつかさどる者の氏名)
- ・添付書類(誓約書、略歴書、法人登記簿、住民票、技術管理者資格者証等)

② 登録の要件

- ・技術管理者(法第31条)を設置すること
- ・登録の拒否事由(法第24条1項)に該当しないこと

③ 申請書の提出部数及び提出先

申請書は、正本1部及び副本2部を管轄建設事務所に提出してください。

なお、他県に主たる営業所を有する者は、県庁基盤整備部建設管理政策課に正本1部及び

副本1部を提出してください。

④ 申請手数料

新規 33,000円

更新 26,000円

4 変更の届出（法第25条）

登録申請に変更があった場合は、その日から30日以内に届け出なければなりません。

5 解体工事業者登録簿の閲覧（法第26条）

都道府県知事は、「解体工事業者登録簿」を一般の閲覧に供します。

6 技術管理者の設置（法第31条・32条）

- ① 解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（技術管理者）を選任しなければなりません。
- ② 解体工事業者は、請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該施工に従事する他の者の監督をさせなければなりません。

◇技術管理者の基準

一 次のいずれかに該当する者

イ 解体工事業に関し高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後4年以上又は大学若しくは高等専門学校を卒業した後2年以上の実務経験を有する者で、在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科（次号において「土木工学に関する学科」という。）を修めたもの

ロ 解体工事業に関し8年以上の実務経験を有する者

ハ 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工若しくは二級の建設機械施工（種別を「第1種」又は「第2種」とするものに限る。）、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者

ニ 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者

ホ 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のとび・とび工とするものに合格した者又は二級のとび若しくはとび工とするものに合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有する者

ヘ 技術士法による二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

二 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣が指定する講習を受講したもの

イ 解体工事業に関し高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後3年以上又は大学若しくは高等専門学校を卒業した後1年以上の実務経験を有する者で、在学中に土木工学等に関する学科を修めたもの

ロ 解体工事業に関し7年以上の実務経験を有する者

三 国土交通大臣が指定する試験に合格した者

四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有するものと認定した者

7 標識の掲示（法第33条）

解体工事業者は、その営業所及び解体工事現場ごとに、「解体工事業者登録票」を掲示しなければなりません。

8 帳簿の備付け等

営業所ごとに帳簿を備え、帳簿及び関係書類を5年間保管しなければなりません。

9 登録の取消し等（法第35条）

都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- 一 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。
- 二 法第24条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第25条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

10 解体工事業に係る経過措置（附則第3条）

現に解体工事業を営んでいる者は、法第5章（解体工事業）の施行の日から6月間は、解体工事業の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができます。

この場合、登録を受けた解体工事業者とみなして、下記の条項の適用があります。

- ・法第29条（登録の取消等の場合における解体工事の措置）
- ・法第30条（解体工事の施工技術の確保）
- ・法第31条（技術管理者の設置）
- ・法第32条（技術管理者の職務）
- ・法第33条（帳簿の備付け等）
- ・法第35条第1項（登録の取消し等：登録の取消しに係る部分を除く）
- ・法第35条第2項（処分の通知）
- ・法第37条（報告及び検査）

【問い合わせ先】

県庁 建設管理局建設管理政策課建設業係

電話 058-272-1111 内線3647

各地域の建設事務所管理課契約係

岐阜市人事異動（関係分）

岐阜市は6月1日付で定期異動を発表しました。関係分についてお知らせします。

現職名	転入者	転入前職名	転出者	転出先職名
環境部次長	田中宏明	経済部参事	神戸三郎	福祉事務所参事
環境管理課長	宇野邦朗	岐阜市保健所 環境保健課長	宮川勝	水道部 水質管理課長
課長補佐	——	——	林喜美雄	衛生試験所 理化学課主幹
廃棄物指導係長	宮居仁志	(昇任)	福井悦男	衛生試験所 理化学課主査
副主査	服部哲夫	水道部 水質管理課副主査	——	——

循環型社会と今後の廃棄物処理について

講師 (株)環境政策研究所

代表取締役 鈴木 勇吉

(社団法人全国産業廃棄物連合会顧問)

本誌前号でご紹介いたしましたように、当協会は本年3月23日岐阜市内「サンピア岐阜・乗鞍の間」において第23回通常総会を開催、総会終了後(株)環境政策研究所代表取締役鈴木勇吉氏を講師にお招きし、記念講演会を開催しました。鈴木講師は「循環型社会と今後の廃棄物処理について」を演題に1時間15分にわたって講演されました。以下はその内容をまとめたものです。



はじめに

只今、ご紹介にあずかりました鈴木でございます。懐かしいお人がたくさんおられますので、年をとりますと涙もろくなりまして、ちょっと胸にジーンとくるものがあります。今日は、出来るだけ少しなまなましいお話をさせていただきたいと思います。

最近、(社)全国産業廃棄物連合会の会長職を辞めましてから3年たちまして、業界を少し客観的に見るくせもついてまいりました。同時に国も国の政策もそして地方の政策もあるいは、私たち国民一人一人の問題につきましても、すこし冷静になって客観的に見るようなくせもついて参りました。

家電リサイクル法等の施行

皆様ご存知のように4月1日から家電リサ

イクル法と食品廃棄物のリサイクル法が施行されます。実は、私の出身は埼玉県であります。埼玉県にはミニ市がたくさんござります。数の上では埼玉県は、日本で一番市が多い県です。なんと46市もあります。その市長さんの集まりに今年の1月に呼ばれ、お話をしました時に、いろいろ本音の会話のやり取りをしました。その中で家電リサイクル法は、ほんとうにうまく行くのだろうか、そう云うお話が出ました。と申しますのは、私が今から4年前に(社)全産廃連会長を致しておりました時に、通産省の家電リサイクルの委員会に出させていただきました。それと同時進行で厚生省の家電リサイクルの委員会にも出ておりました。その中で消費者にリサイクルの負担を全部させる。最初からそう云う趣旨で進行しております。形の上では家電を製造しているメーカーは、殆ど大メーカーが多く数

も少ない訳であります。基本的にはメーカー責任でリサイクルをするという趣旨で、通産省が持ち上げました話ではありますけれども、幕を明けて見ますと経団連の環境委員会のメンバーの中に、家電の重役、社長、専務さんが何人も入っております。そこで話をいろいろと進めていきますと、どうも本音は、まわりがうるさくなつて来ているから、メーカー責任をなんとかしなければならないだろう。メーカーは造るけれども今まで売った製品にまでは責任は取りたくない、持ちたくない。これらの部類は、全国に何箇所かリサイクル処理工場を造って、とにかく、家電メーカーはリサイクルを行っているのだというところを見せていくなくてはならない。このように話は進んだのであります。私は、処理業界の立場でおりましたが、現実は、地方レベルで今、施行を前にして粗大ゴミとして多量の申し込みを受けて全国の市町村が処理を引き受ける状態になっております。

不法投棄は、家電等一般廃棄物 も多い

不法投棄の始末は1年に1~2回行っている県が多いのですが、その時に見ますと産業廃棄物はほんのわずかでありますし、殆どは一般廃棄物、特に家電を中心とした廃棄物が大変多いのです。そういう実態を大会社の中心におられる人達はわからないのです。ついでに申し上げますと、今、自動車リサイクル法も別の委員会で進められております。この自動車についても、実は不法投棄が多いのです。埼玉県で協会が協力しまして、荒川の土手のわずか2キロメートルぐらいの間に69台の車が放置してありました。ナンバープレートはとりはずされており、もちろん日本の

メーカーの自動車ばかりです。このように不法投棄されたその土地の管理者である自治体・建設省が責任を持って片付けなければならなくなっているのが現状です。そう云う実態を私はずいぶん見てきました。理屈や綺麗事ではないのです。だから説得力があるのです。説得力はありますが、しかし、その意見を取り入れて制度を作ってくれるのか、というとどうも出来上がった法律を見ますと、そうではない。肝心なところがうまくかわされているような感じがするわけです。家電のリサイクルを今日現在見てみると、収集運搬の費用がどのくらいかかるのか、まだ出ていないのです。お互いに様子を見ながら、どこから発表するのだろうかと、牽制球の投げあいです。決まったのは、冷蔵庫・洗濯機・テレビ・クーラーこれらの引き取り値段は、売った時にはもちろんのこと、引き取る際にもお金は消費者から貰いなさいと、一つのルールが決まったのです。もちろんメーカー側との論議の末決められました。日本という国は、話し合いでなければなにも出来ないです。ところが収集運搬価額は、話し合いで決めることができないのです。だからまだ価格が決まらなく宙に浮いたまま4月1日法施行をむかえざるを得ないのであります。そうなりますと、市長会に呼ばれました時にも、家電リサイクル法の質問を私に向けられたのです。結論は自治体・業者まかせにしたいという事なのです。容器リサイクル法も、流通業とメーカーの責任で、かなりの経済的負担で進めるという中身であったにもかかわらず、結果的には自治体に大部分責任がかぶさってしまう。そして、よく見ますと消費者が、市民のみなさんが、容器のキャップまで取って中も洗って出してくれないと、リサイクルにすぐ

持つていけないので。ところが、それを進めようとしても、消費者相手ですからなかなか協力してもらえないのです。引き取った物を市や町では自分の所で職員を採用し、広場を確保して、そこでキャップをはずし、中を洗ってからでないとリサイクル工場へは持って行けないです。これは、大変な量なのでコストがかかります。こんな事をするのなら、まとめて焼却施設にほうりこむ。ですから容器包装リサイクル法は昨年の春に全面施行されても、結果的には20パーセント程度しか出来ていない、それ以上進むことが難しい。容器包装リサイクル法が出来た時、それまでは2リットルのペットボトルしかなかったのに、いつの間にか小さな180cc、300ccぐらいのペットボトルがどんどん市場に現れ、殆どが小さい容器になっています。メーカー側も売れるから市場にどんどん小さいペットボトルを出してくるのです。そんな小さなペットボトルだからこそキャップを取って中を洗わないとリサイクル出来ないので、大変な数量です。実際に容器包装リサイクル法を進めるのならば、それは最初の生産の段階から、リサイクルするまでの間を透明、かつ、合理的に自治体に合わせてやらなければならないのに、現状はそうなっていない。なぜか制度だけが一人歩きてしまっている。家電については、あと一週間しかないのに収集運搬価額が決まらないという状況なのです。また、食品廃棄物はどうかと云いますと、私はリサイクルから話をしましたので、このまま話を続けますが、農林水産省の方でも対策委員会を作っております。私は、今、そこの農林水産省の委員会のメンバーになっておりまして、いろいろな論議をしています。その論議のなかで、何をどうしたらよいのか、わからない

というのではなく方策はあるのです。お金さえ出して設備にお金をかけて、ランニングコストにもお金をかければ、リサイクルは何でも可能です。しかし、市場にのせる事ができないのです。市場にのらない事をわれわれ民間にやれと言われても無理な話なのです。たとえば官、役所が取り組んでも大変な問題なのです。たとえば電力を得るには、食品廃棄物をガス化させてからメタンガスを取ってその結果、電力を造りだす。そのような技術が幾つもあります。皆様方もご存知ですが、そのような技術を見ても電力は造り出せるが、大変な設備投資とコストがかかるのです。しかし、設備投資をして取り組んでも造れる電力はわずかな量です。

廃棄物の再資源化コンポスト化

堆肥、家庭から出るごみ、し尿、畜糞などを原料として作る有機肥料。この取り組みならばよいのではないかというと、そうではないのです。皆さんご存知のように農産物が、相当な量中国から入って来ております。スーパーへ行くと一目瞭然です。私、個人としては、それらの野菜等はあまり美味しいないです。本当に美味しい野菜は日本の土壤で作った野菜です。それが減って行く理由は、価格競争に勝てないです。日本の野菜は高いからダメで、安ければいいというのが現状なのです。これら輸入物野菜、魚、肉類をリサイクルに回して肥料化しても、日本の土壤に合わないし第一過剰過ぎます。こうなるとどこかに埋めるか、焼却するかの選択にせまられるのです。日本で作るよい野菜は高原で獲れます。作る農家の方も後を継ぐ後継者がいないために少なくなっています。先日、米の自給率は40パーセント以下です。

アメリカの学者の方々との話し合いの中で、アメリカがあれだけ力があるのは、農産物が沢山出来るおかげなのです。そして、海外にも輸出して潤っているのです。だから、アメリカが何んでも出来るのは、食べ物が豊富だからです。日本に例えると、どんなにすばらしい武器を保持しても、周りの海を閉鎖されれば、その素晴らしい武器を使う前に自分達の食べ物が底をついてしまうわけです。

政策の中で私たちは、廃棄物の問題をもっと大きな意味で客観的に考える必要があるのではないかと強く申し上げたい。また、再資源化するには、三つの条件が揃わないとできません。その一つは、一定の場所にコンストラクションに同じ資源を集められること。二つは、バージン資材に比し、出来るだけコストを抑え、安い技術で再資源化しなければ経済原則には到底ついていけないこと。三つは、需要がなければいけないこと。これらの三つの条件が揃わなければ、再資源化というのは成り立たないです。

法律改正は、現場を熟知し、 経済実体との整合

昨年の6月、法律の改正問題で厚生省の委員会で、今の環境省ですが、議論しながら、私は、二つの事をいつも腹の中にわだかまりを持って臨んでいるのです。国がどんどん制度を変えていく、たとえば処分場の基準ですがシートを二重に強化するとか、自動センサーをつけなさいとか、穴があいたらすぐに修復しなさいとか、とにかく設備コストが高くなるのです。当然のことながらランニングコストも高くなります。ダイオキシンの対策にしても、完全な焼却施設にしなさいと指摘されます。そうすると1億円からのお金をか

けて施設を造らざるを得ないです。限りない設備投資とランニングコストがかかります。しかし、日本の実態経済はどうでしょうか、バブル崩壊の後、いまだに立ち上がりれない企業がたくさん存在しています。私たちは、経済社会の中で生きているのです。法律も大事ですけれどそれ以前の問題として、私たちは、物を食っていくという事は、経済で考えなければいけない。実態経済がこんなに落ち込んでいるときに、住民が騒ぐからといって、廃棄物問題の基準がどんどん厳しくなる。私に言わせれば、基準値をクリアするために、設備投資をしていく中で、その基準に見合った適正処理コストを誰が負担するのか、そのことを考えたら、ただ単に基準を厳しくすればよいのか、そういう事ではないのです。それならば、造った施設を上手に管理、運営するかという中身の議論についてはどうなのか、というとあまり議論されていないのです。なぜなら、現場を知らないからです。法律を作る側が知らないのです。現場を熟知しているのは、委員会の中でも私ぐらいなのです。だから声がなかなか届かないのです。(社)全産廃連に席を置いていた時でも、私は、声を大にして現場の意見を述べていたのです。それが今は誰一人現場を熟知している人はいないのです。いないから基準が厳しくなっていくのです。

規制の強化により処理業界は 衰退する

法律が改正される毎に処理業界は結果的にどんどん規制を増やされ、狭められて、行政権限だけが大きくなっていく。市場は自由に出来ませんから、苦しくなるのは処理業界なのです。たとえば、今、処理業の許可を取得

講演

しようとすると、ハードルだけ大きくなっている。私は矛盾を感じてならないのです。なぜ、この業界がそこまで厳しくなってしまったのか、住民が騒ぎ出す、その声が大きくなると処理業界が槍玉に上がるのです。そうすると、処理業界の基準がますます厳しくなるのです。本来なら法律で保証されている自由な商売が出来るにもかかわらず、その自由な商売が厳しく制限されるのはおかしいのです。私は、(社)全産廃連会長職を辞めてから3年になりますが、この3年間にいろいろな事がありまして、処理業界に対して大変申し訳ないと思っております。昨年6月の法改正において、処理業者の立場が大変厳しくなったのです。それまでは、許可の権限は国が持っていたのですが、昨年の法改正で法定委託事務ということになり、地方自治体の権限を強化させたのです。問題は、処理業者をいくら厳しくしても、適正処理やリサイクルがなぜ進まないかという事なのです。こんな大変な事を進めているのに、行政の応援がないのはおかしいと思うのです。委託基準が強化され、排出業者の責任が重くなりました。これには、私は、二つの考えがあると思います。一つは、排出業者の仕事を明確にする。安い価格だからよいという事ではないのです。不適正処理や、不法投棄があれば、排出業者が不法投棄されていることについては最終責任を持つべきである。何故かというと環境が大事だからです。自分が出したものは自分で処理する。これが法律の趣旨なのです。だから責任は最後まで持たせる、私はこの事を強調したいのです。もう一つは、経済性の主張をしたいのです。有限会社・株式会社は全国に56万社あり、その中の2,000社ぐらいが上場している大手企業なのです。これら大手企業は、沢山

の関連下請業者をもっています。こうした関連下請業者に適正処理コスト分を生産価格に上のせしているのか、私は余り考慮されていないと思います。しかし、下請業者に責任を被せたらどうなるのか、これら大手企業こそ、廃棄物処理法違反の犯罪者ではないか、この事態に国はメスを入れるべきではないか、まさに生産構造を変えるべきなのです。例を一つ話しますと、トヨタ自動車の正社員の数は、6万5千人～6万6千人いるのです。同じぐらいの規模のアメリカのゼネラルモータース社は、73万人～74万人いるのです。トヨタ自動車は、世界を相手に利益を上げている会社です。私は、イデオロギーや思想で話しているではありません。上位の企業は、環境費用だけは下請業者にきちっと流してほしいのです。流して頂いて、下請業者が適正処理を行わないのなら、これは処罰されなければなりません。ある大手企業の中には、環境費を抑えて自分達は物を造っておきながら、そこで出る廃棄物は、間違いなく処理しなさいと指導されるのです。安い費用で多くの処理は出来ないです。

通産省の再資源化の委員会に出ていた時に、日産自動車の代表者がおられました。その人から、当社は、リサイクルも適正処理も問題なく進めていると言われるのです。そこで、私が埼玉県の土手に捨てられている車の話をしたら、彼は大変恐縮しておりました。私が大手企業に言いたいのは、大きな利益の中から、環境費を優先的に出してもらえば、本来通りの適正処理が出来るのです。大手企業が模範になれば、日本は素晴らしい国になるのです。

問題を先送りしないで解決を

次に、香川県の豊島問題ですが、豊島という島で自動車のシュレッダーダストが70パーセント以上不法投棄されていたのです。兵庫県警が立件したのですが、捨てた側からはお金は貰えないのです。捨てた本人は刑事罰を受けたのです。捨てられた物は、県と国が200億円出し、10年の期間もって処理しようとしているのです。その時思ったのですが、トヨタ自動車さんは、半年で経常利益を6,000億円も出す大企業です。その百分の一を出しても60億円です。コマーシャルを作るより、この問題にお金を出していただければ、ものすごいトヨタ自動車の宣伝になるのではないか、と思ったのです。この事を経団連の会議の時トヨタ自動車の方がおられましたので、その方に私は言いました。会議が終った後で経団連の関係者から、あなたは思いきった事を云いますね、と言われ、私も、今後この会議には二度と呼んでもらえないだろうと思いましたら、次回も呼んで下さいました。そのように、物事の本質というのは、今起きている問題にメスを入れなければ解決しないのです。

循環型社会の形成は実態をよく見つめて

去年の6月にまでした循環型社会形成基本法ですが、私は、去年の3月に朝日新聞の論壇に、この循環型社会形成の情報をいれまして反論をしました。それは、もう理念法はいらないのです。循環型社会を作るには、何をどうしなければいけないか、国は、しかるべき予算を立てなさい。そんな事をいくら言っても解決にはならないのです。事態をもっと

よく見て循環型社会をどう作るべきか、メーカー責任はどうあるべきか、中途半端なりサイクル法でごまかさないで、もともと最初に物を造る本体が一番中身を知っているのだから、本体が責任を持ってリサイクルを進める、これが一番いい手段なのです。家電を造ったメーカーがいらなくなったら家電を引き取る時に、消費者からお金を貰うことは、賛成ですけれど、お金を後から頂くのではなく、買う時に、買われるお客様から頂くのが自然ではないのか、この形になればメーカー責任の役割がはっきりするのではないか、今は、逆なのです。家電の事で思い出しましたが、ディスカウントショップの大型店へ行きますと、いろいろな国で造られた物がたくさん売られています。調べてみると殆どが日本のメーカーが東南アジアや、中国で生産した物なのです。安い人件費で造られたものですから、当然、安く販売しているのです。これらの商品が廃棄物に出てきたらどこが引き取るのか、委員会で問題になりました。通産省の答えは、輸入した貿易会社に引き取らせればよいのではないか、私に言わせれば、貿易会社というのは、殆どが中小企業であって、ある日突然消えてなくなっていたらどうするのか、それらに押しつけることは疑問です。問題が解決できないと先送りになるのです。この先送りすること事態が問題なのです。循環型社会を作るにはどうするか、食料品までを輸入している国が、どうやって進めるのか、日本という国は資源がありません。海外から一番多く輸入しているのは石油であります。その石油からいろいろな物を造っています。造って物を処分しようとすると、たとえば、焼却したり埋めたりします、そうすると日本の国土は汚染されるのです。そういう問題は

横に置いて、出てきた廃棄物だけを捕らえて問題にするのです。処理をするのに処理が悪いから、そこの現場で扱う者が一番わるい、要するに処理業者です。だから基準を厳しくする。それでは基本的な議論にはならないのです。

環境問題は、現場をよく理解して

一昨年の春、3月頃(社)埼玉県産業廃棄物協会長をしている時に、所沢市のダイオキシン問題である会場に呼ばれまして、県の課長さんと2人連れだって行き、その会場に入ると、あるおばちゃんがその課長さんに向かって、人殺し、と罵声を浴びせました。私は、びっくりしまして、その人に説明をしました。この人は、つい最近課長さんになったばかりで、ここへは担当者として来ているのですから、文句があるのなら、県におもむいて知事さんに文句を言いなさい。と笑いに変えたのです。私たちが会場に入った時、ダイオキシンの権威という大学の先生が講演をされていました、どんな話かというと、ダイオキシンは私たちの体に入っている、入るとガンになる。会場の前席にいる女性たちに向かって、あなたがたの乳房から出るお乳を子供が飲んだら、白血病になる。というスピーチをしているのです。ちょっと待てよ、学問をしている人が社会に対して、貢献するという意見がなければ、何のための学問なのか、そんな学問をしている人がみなさんの前で、生まれた子供がお乳を飲むと白血病になるなんて、スピーチをしたらみんな子供をつくらなくなってしまいます。そんな時に私たちが会場に入ったものですから、なぜ罵声を浴びたのか、意味が理解出来ましたので、皆さんの前で私は挨拶に立ちました。すると会場がどよめく

のです。どよめくから皆さんにお尋ねしました。皆さん、今日ここに何をしにこられたのか、私や役所に文句を言いに来られたのか、それとも、この所沢で起きている事を相談に来られたのか、と私は、皆さんに向かって話しました。会場が静かになりましたので、所沢がどうしてこんなことになってしまったかを説明しました。所沢という所は東京と接し、高台にあって、詩人国木田独歩も誉められたほど、雑木林の綺麗な大地なのです。農地開放の時にも、山林を持っている人は、山林は開放しなくて済みましたが相続になると山林を売ります。売れば買う人が出でます。買った側がすべて処理業者ばかりではないのです。建設業社、運送会社等、その結果としての原因が先ずあります。その次は、廃掃法が出来る前、昭和44年前すでに昭和39年オリエンピックが開催され、ゴミがどんどん出てきたのです。当時は、東京に工場の大小が密集していたのが、地方に工場が分散されてきたのです。埼玉県の場合、大小をとわず処分先として一番多く使われました。それまでは、ゴミの処分は穴を掘って埋めていたのです。ちなみに埼玉県には、関東ローム層と言う大変良い土があるのです。10メートル掘りますと、すぐに水が出て埋める場所、すなわち処分場としては価値がないのです、でもゴミは山のように押し寄せてくるのです。埋めた所が山になるのです。これはいけないと、県が慌てたのです。ゴミを減らさなければならぬため、焼却施設を造ったのです。ところが、焼却施設には建築基準法で制限がありまして、5トン以下のものしか造れないのです。地下をいくつも掘ってたくさん造ったのです。大きな施設だと都市計画法とか、住民の賛同がいるものだから、出来あがるまでに5~6

年の歳月が必要ですから、当時としてはしかたがなかったのでしょうか、そこで焼却をしていました。当時はダイオキシンの問題を知らずに、県もゴミの山が減ってよかったと思っていたところに、宮田という大学の先生がダイオキシンの発表をしたものですから、マスコミが一斉に騒ぎました。当時、私はテレビ取材で流行性感冒だと言いました。話は横へそれてしまい恐縮です。ダイオキシンのこの問題で所沢周辺は、今は、2年と少しが経過し、70施設あった焼却炉は30以下に減っています。来年、14年対応には、おそらく4～5つぐらいしか残らないだろう、と私は思います。関東地域の県警本部と打ち合わせをしている時に、なぜこんなに不法投棄が増えたのだろうか、と意見が出ましたとき、私ははっきりと言いました。それは、焼却炉を止めるからです。片方では焼却炉を止める政策はよいのですが、今まで持ってきた廃棄物が処理できなければ、不法投棄をやらざるをない。どこの県でも招かざる客なのです。これに対し県は何も出来ない。ダイオキシンが出る状況は、山火事であろうと、焚き火であろうと、常に出ているのです。種類としては210種類ぐらいあります。その中の一部に猛毒があります。厚生省の委員会、廃棄物部会、生活環境審議会それの中には専門分野の先生達が何人もおられて、アメリカの情報で20年も前にダイオキシンが出るという事は分かっていたはずです、特に塩ビ系については色濃く出る。アメリカの文献には資料が沢山あるのです。先生達は知っておられたにも拘わらず、それらの情報を表に出さなかった。まさにエイズ問題と同じではないだろうか。日本という国は、問題にならないと腰を上げない、役所だけの問題ではないのです。審議

会にも責任があると思います。また、私自身にもあると反省しております。

おわりに

先日、北海道の釧路に農林水産省のメンバーとして行きました。釧路は、かつて日本の大変革やいだ漁港でしたが、今は火が消えたような状態なのです。そして、最後に、さつき申し上げましたように、私は、これは国民1人1人の責任である。行政が悪いとか、排出事業者が悪い、処理業者が悪い、という問題ではないのです。本当に必要なのは、国民が日本の今の環境に対する政策の姿勢を変えさせて行くということにならなければいけないだろう。そういうことを目指しながら、私共処理業界は、先へ進んで行く必要があると感じております。

我々のレベルを上げるために努力をして参りたいと思っておりますので、よろしくご協力の程お願い申しあげまして、私の話を終わらせさせていただきます。

(文責 事務局 松永)

お 知 ら せ

平成13年度岐阜県中小企業資金融資制度（環境部門）のご案内

岐阜県農林商工部経営支援課

1. 環境産業支援資金

資金使途	地球環境改善を積極的に図るための設備等の研究開発及び製品化に必要な事業資金
融資対象者	中小企業者、組合（ただし、県内で事業歴1年以上を要する）
融資限度額	設備資金 6,000万円 うち運転資金 3,000万円
融資利率	年1.6% (信用保証付の場合は年1.4%)
融資期間	設備資金 7年以内 (特例10年以内) (うち据置期間 1年以内) 運転資金 5年以内 (うち据置期間 1年以内)
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金

*融資期間の特例10年以内とは、減価償却資産耐用年数が7年を超える設備で、知事が必要と認めるもの

2. 省エネ・リサイクル・環境ISO構築等支援資金

資金使途	地球環境改善を積極的に図るための設備等の導入に必要な事業資金
融資対象者	中小企業者、組合（ただし、県内で事業歴1年以上を要する）
融資限度額	設備資金 6,000万円 うち運転資金 3,000万円
融資利率	年1.6% (信用保証付の場合は年1.4%)
融資期間	設備資金 7年以内 (特例10年以内) (うち据置期間 1年以内) 運転資金 5年以内 (うち据置期間 1年以内)
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金

*融資期間の特例10年以内とは、減価償却資産耐用年数が7年を超える設備で、知事が必要と認めるもの

- 環境産業支援資金における「地球環境改善を積極的に図るための設備等の研究開発及び製品化」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 省エネルギー機械設備等の研究開発、製品化
- イ 石油代替エネルギー利用機械設備等の研究開発、製品化
- ウ 産業廃棄物の再資源化・工場廃水等の再利用（リサイクル関連）等省資源に資する機械設備等の研究開発、製品化
- エ 環境保全のための機械設備等の研究開発、製品化
- オ “地球にやさしい”商品の研究開発、製品化

- 省エネ・リサイクル・環境ISO構築等支援資金における「地球環境改善を積極的に図るための設備等の導入」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 省エネルギー機械設備等の導入
- イ 石油代替エネルギー利用機械設備等の導入
- ウ 産業廃棄物の再資源化・工場廃水等の再利用（リサイクル関連）等省資源に資する機械設備等の導入
- エ 環境保全のための機械設備等の導入

お問い合わせ先 岐阜県農林商工部経営支援課資金係

T E L 058-272-1111 (内線3076・3077)

協会作成図書等のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。(手持ちの量に限りがありますのでなくなりましたときはご容赦願います。)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集 價格2,500円(送料別)
2. 改正・廃棄物処理法のポイント 價格700円(送料別)
3. 岐阜県・岐阜市の産業廃棄物関係規程集
内容
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例、同施行規則、同指導要綱、各指針等。
岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する指導要綱。参考省令産廃様式。産業廃棄物処理計画書策定の手引き。大規模建設工事等に係る産業廃棄物アセスメントの手引き。解体工事届出の手引き。小規模廃棄物焼却施設設置届出の手引き。を1冊にまとめて発行。1冊2,500円(送料別)
4. 協会要覧(平成12年9月発行) 1冊2,000円(送料別)
5. マニフェストシステムがよくわかる本(社)全国産業廃棄物連合会発行 1部150円(送料別)
6. 建設系廃棄物マニフェストのしくみ(建設九団体副産物対策協議会発行) 1部120円(送料別)
7. 産業廃棄物処理委託契約書作成の手引 1部150円(送料別)

編集後記

4月には、官庁関係をはじめ多くの会社等で人事異動があり、5、6月には団体・企業では総会が開催されました。わが協会報も岐阜県産業環境保全協会の関係各位のみならず、広く岐阜県民の皆様にご愛読いただけるよう精根込めて編集して参りますので、ご支援の程よろしくお願ひ申しあげます。

さて、私事で誠に恐縮でございますが、去る4月3日から一週間程アメリカへ旅行する機会に恵まれました。旅行の目的は、ワシントンの桜祭りに参画し、桜の苗木をボトマック河畔に植えることでした。

花のワシントンを見させて頂いて、商売柄驚くべきことに気づきました。あの有名なホワイトハウスや国会議事堂その他各省庁の建物は、花と緑に囲まれており、その南面に桜の木が何千本と植えられた広いボトマック公園にゴミ箱が一つも無いということです。

あの広い公園に昼夜を問わず大勢の人たち

が集まるのにゴミが全く無いということは、大きな驚きでした。公園内で飲食することは法律で禁じられているとの事でしたが、私たちが住んでいるこの岐阜県で、法律で禁じられているからと言って完全に守られているでしょうか?個人、業者を問わず人間生活から吐き出されるゴミが山野に不法投棄されているニュースは、あとをたちません。

私は、ゴミ問題は、そこに住む人達の人間性によりおきてくる事象ではないかと思いました。私たちが、今、社会問題として抱えているゴミ問題は、行政や処理業者によって解決される問題でなく、私達一人ひとりがゴミに対する意識を変革することによって解決できる問題と思い知った訳であります。花と緑に恵まれた我が郷土、岐阜県もあのワシントンに負けないよう美しい自然とそれを愛す県民の力によって豊かな生活環境を残していくたいと思っています。

(山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員(6月22日開催の第3回理事会において委員が改選されました。委員長副委員長は次回委員会で互選されます。)

加藤 宏	川合 清和	中尾 勝	野々村 清
野村 清晴	山口 繁	山村 けい	

■広告掲載社名
八木産業(株)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

会員(企業)紹介

会社名 指斐郡森林組合

代表者 代表理事組合長 杉岡二郎

所在地 岐阜県指斐郡指斐川町上南方1973番地の370

電話 0585-22-6511

FAX 0585-22-6512

ホームページ

<http://www5.famille.ne.jp/~ibshin/>

◆事業概要（又は沿革）

当組合は、森林整備をメインに事業を進めておりますが、近年循環型社会に適応した地域の森林産業となるため、苗木生産、から木材加工、木材のリサイクルまで一連の事業に取り組んでおります。

◆事業内容

- ・造林保育一式、素材生産、木材加工
- ・森林土木、環境整備



◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

【岐阜県】木くず

中間処理

【岐阜県】破碎：木くず



お知らせ

次号48号（平成13年9月30日付発行予定）に会員（企業）紹介の掲載をご希望されます方は事務局までご連絡ください。

会員(企業)紹介

会社名 岐阜代用燃料株式会社
代表者 代表取締役 石田信正
所在地 岐阜県岐阜市茶屋新田字東堤外7-1
電話 058-279-2564
FAX 058-279-1894
創業 昭和58年8月
資本金 1,000万円
従業員数 18名



◆事業概要(又は沿革)

- 昭和58年8月会社設立。(木くずのリサイクル会社として)
- 昭和58年11月操業開始
- 昭和59年4月家屋解体材が産業廃棄物に指定されるに伴い、産業廃棄物中間処理取得
- 現在「木くず」専門に処理を行い、全量リサイクルしている。リサイクルされた製品は燃料チップ、製紙用原料チップ、ボード原料チップ、畜産飼料等に販売している。

◆事業内容

- 産業廃棄物(木くず)収集運搬業
- 産業廃棄物(木くず)中間処理業
- 木質リサイクル製品の製造及び販売
- 関連会社にて堆肥の製造及び販売
- 関連会社にて動植物性残渣、木くず、汚泥の中間処理業

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】木くず
【岐阜市】木くず
【愛知県】木くず
【名古屋市】木くず
【三重県】木くず
中間処理【岐阜市】破碎:木くず



会員(企業)紹介

会社名 河村商店

代表者 河村悦子

所在地 岐阜県中津川市瀬戸1387-1

電話 0573-65-5669

FAX 0573-65-0043



◆事業内容

- ・産業廃棄物収集運搬
- ・アルミスクラップ全般

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類。

特別管理産業廃棄物

【岐阜県】引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン）、特定有害汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの）

会員(企業)紹介

会社名 株式会社 日本環境管理センター

代表者 代表取締役 牧野好晃

所在地 岐阜県大垣市本今6丁目54番地

電話 0584-89-2628

FAX 0584-89-2978

メールアドレス E-mail : makino@tin.or.jp

創業 1957年4月

資本金 1,000万円

従業員数 57人



◆事業内容

- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・廃棄物再生利用事業
- ・浄化槽清掃業
- ・金属くず回収業
- ・廃棄物中間処理業
- ・浄化槽保守点検業
- ・浄化槽工事業
- ・一般廃棄物収集運搬業
- ・下水道維持管理業
- ・毒物劇物一般薬品販売業

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。

【愛知県】燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。

【福井県】燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。

【三重県】汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず。

【滋賀県】汚泥、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣

中間処理【岐阜県】破碎：廃プラスチック類、金属くず、紙くず、繊維くず、ガラス及び陶磁器くず。

破碎・粉碎・破袋

木材破碎処理 一次破碎 細破碎 2軸剪断機 フリーハンマーシュレッダー エコシュレッダー スーパーウッズ

○エコシュレッダーは、当社が多年の経験に基づいて開発した強力二軸回転式剪断機で廃木材の一次破碎処理の他、各種廃棄物破碎処理工程の母機として広い応用範囲を有します。

本体構造は極めて頑丈で耐久性に富み且つブレードは噛込み、切れ味共に優れた性能があります。また合理的な保護機能と安全機構を有し、アフターサービスも万全を期しています。

機種

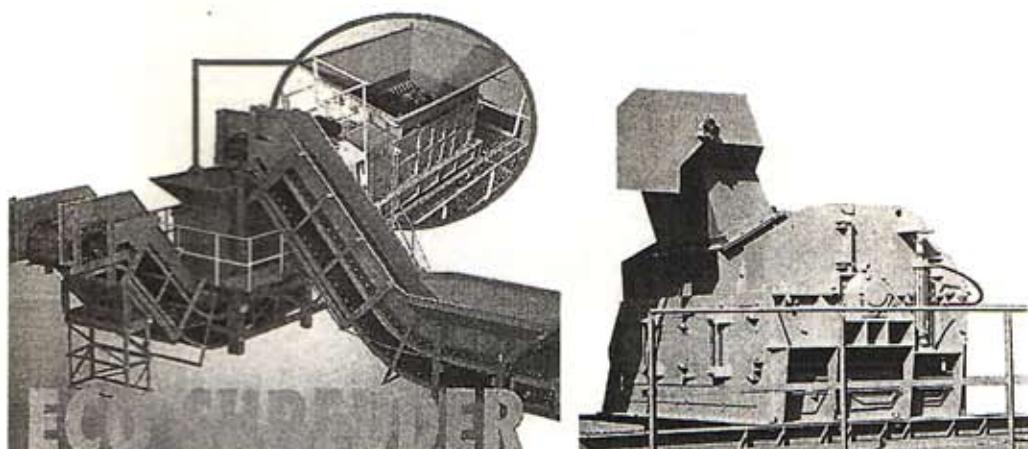
形 式	破碎室寸法 %	動力 KW	重量 kg	回転数 RPM
ES-350	700×1200	55	約10,000	10
ES-500	1000×1500	75	約15,000	10
ES-650	1300×1650	90	約18,000	10

○二次破碎機スーパーウッズは大容量高性能を目標に開発したフリハンマー方式のシュレッダーで平板刃により木材繊維を揉みほぐす感覚で破碎し柔らかい感触の製品を産出します。

構造的には、全油圧機構によって破碎室全体が広く開放され内部点検や消耗部品の交換等を容易に行うことができます。

機種

形 式	破碎室寸法 %	動力 KW	重量 kg	回転数 RPM
SW-150	1200Φ×1200L	150	約8,000	1,200



エコシュレッダー

スーパーウッズ

八木産業株式会社

〒470-0214 愛知県西加茂郡三好町大字明知字深田11-5
TEL 05613-4-8011 FAX 05613-4-8021

破碎・粉碎・破袋

硬質廃棄物 大塊を一気に細碎 スーパークラッシャー

概要 焼却もできず、そのままでは埋立も投棄も不能な硬質廃棄物を一気に細破碎して、ハンドリングや次段階処理を容易にし、またリサイクルや他目的応用等利用範囲を広げます。従来の1次、2次破碎機やふるい分けスクリーン等で構成される破碎プラント1式がこのクラッシャー1台で代替できますが、生産能力はプラントに及びません。产物は角がとれて丸味を帯びた良好な粒型となります。

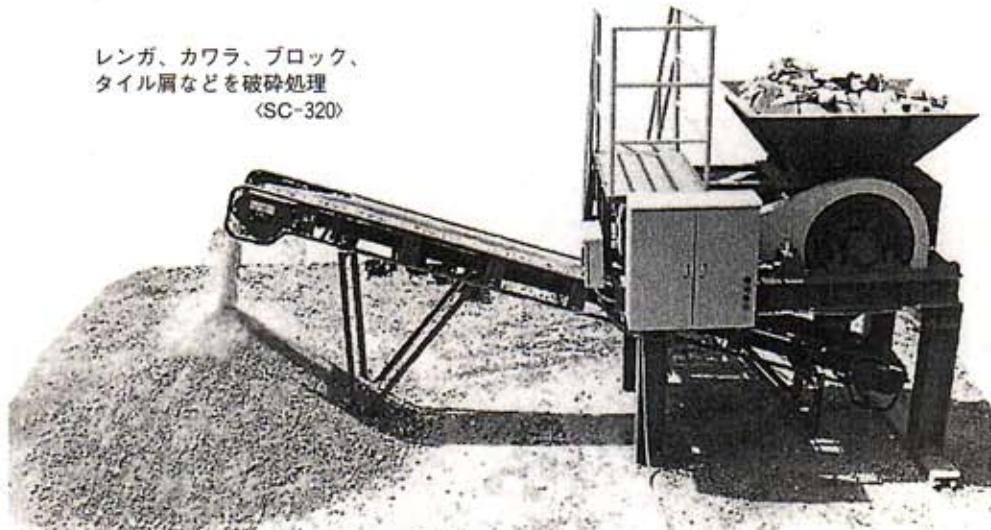
構造 不整列な突起を有する4本の回転破碎体が軸にフリーで取付けられ主軸を中心に低速で回転しながら被破碎物をいろいろな方向から多目的に圧縮して破碎します。破碎室下面にはグレートを装着し、その目開きによって产物粒度を規制します。

用途 玉石、割栗石、ガラス、タイル、カワラ、レンガ、陶磁器、硬質プラスチック、鉱滓、硬質廃棄物の破碎。鉱産物、耐火物、焼結物、合金等の細破碎、粉碎用各種ミルの投入前段階処理他クラッシャーによる破碎可能物全般処理。

特徴 低速回転で振動がなく、特別な基礎は不要で置くだけで使用でき、移設も容易でグレートにより产物粒度が規制されるため、オーバーサイズ除去のふるいは不要になります。ガラスやタイル等のジョークラッシャーにかかる薄板状のものも所定粒度まで破碎されます。また低速高トルクのためホッパー、破碎室が満杯状態でもスイッチのON・OFFが可能で騒音や粉塵発生も比較的少なく、安全装置も完備しています。

機種 SC-320,22KW SC540,45KW SC650,55KW の3機種があり、能力は被破碎物の物性及び破碎粒度により大きく変動します。

レンガ、カワラ、ブロック、
タイル屑などを破碎処理
(SC-320)



八木産業株式会社

〒470-0214 愛知県西加茂郡三好町大字明知字深田11-5
TEL 05613-4-8011 FAX 05613-4-8021



協会のシンボルマーク

平成13年7月1日発行 第47号
編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長 中本貞実
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社